

**牛久市第4次障がい者プラン
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画**



令和3年3月
牛久市

はじめに

近年、障がい福祉を取り巻く環境は、大きく変化しており、障がいのある方の高齢化や重度化、介護する方の高齢化、親亡き後の問題、医療的ケアが必要な子どもを含めた障がいのある子どもに対する支援ニーズの増加などへの対応が求められています。

このような中、牛久市では、平成27年に障害者基本法に基づく『牛久市第3次障がい者プラン』、平成30年に障害者総合支援法に基づく『牛久市第5期障がい者福祉計画』、児童福祉法に基づく『牛久市第1期障がい児福祉計画』を策定し、福祉に関するさまざまな施策を実施してまいりました。

このたび、これらの計画が、令和2年度をもって計画期間の終期を迎えることから、3つの計画を統合した『牛久市第4次障がい者プラン・牛久市第6期障がい者福祉計画・牛久市第2期障がい児福祉計画』を新たに策定いたしました。

新しい計画では、「障がいのある人もない人も、その人らしくだれもが安心して暮らせる共生社会」を基本理念に掲げ、その実現に向けた施策や取り組みの方向性を定めています。加えて、障がいのある方又は障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス提供基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図ってまいります。

障がいは、病気や事故、あるいは加齢に伴う心身機能の変化等によって誰にでも起こりえます。障がいのある方又は障がいのある児童がその人らしく安心して地域で生活するためには、施策の展開やサービスの充実はもちろん、地域の方々の理解や協力を得ることが大変重要です。

本計画の推進にあたりましては、行政だけでなく、市民の皆さま、サービス提供事業者等が一丸となって連携していくことが大変重要と考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました牛久市障害者自立支援協議会の皆さまをはじめ、アンケート調査等でご協力いただきました多くの市民の皆さま並びに事業所、団体等の皆さまに心から御礼申し上げます。

令和3年3月



牛久市長 根本 洋治

目次

第1部 計画の概要

第1章 計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 国の基本指針について	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の期間	6
第2章 障がい者・児の状況	7
1. 牛久市の状況	7
2. アンケート調査結果	13
3. ヒアリング調査結果	21
4. 牛久市の現状と課題	27
第3章 計画の推進体制	28
1. 制度の普及啓発と地域住民の理解の促進	28
2. 関係機関等の連携	28
3. 計画の評価・進捗管理	28

第2部 第4次障がい者プラン

第1章 プランの基本的な考え方	31
1. 計画の基本理念	31
2. 計画の基本指針	31
3. 施策の体系	32
4. 重点項目	33
第2章 各施策の内容	
○ 各基本指針に対する現状と課題、基本方針、施策の展開	34

第3部 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

第1章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果目標	57
1. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果目標	57
第2章 障がい福祉計画（第6期）	64
1. 障害福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策	64
第3章 障がい児福祉計画（第2期）	72
1. 障がい児福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策	72
第4章 地域生活支援事業	76
1. 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策	76

資料編

第1部 計画の概要

第1部 計画の概要

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、障がい者福祉に関する施策を計画的に推進するため、障害者基本法に基づき、平成8年12月に「牛久市障がい者プラン」を策定し、障がいのある人の主体性・自主性を支援し、全ての人々に住みよい平等な社会づくりを行い、ノーマライゼーションの実現を図るために『ともに生きともに創るまち』づくりを進めてまいりました。

また、平成19年に「牛久市第2次障がい者プラン」とともに「第1期障がい福祉計画」を策定し、平成21年には「第2期障がい福祉計画」、平成24年には「第3期障がい福祉計画」の策定、平成27年には「牛久市第3次障がい者プラン・第4期障がい福祉計画」の策定を行いました。さらに、平成30年には児童福祉法に基づく「第1期障がい児福祉計画」を包含した「第5期障がい福祉計画」を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保等に努めてまいりました。

その間、国では、平成23年に「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、また平成25年に、障害者基本法の趣旨を踏まえ、障害者自立支援法を「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」へ改正施行しました。

また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国・地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などが定められました。

さらに、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されたところです。

このような法制度の変化や障がい者およびその家族のニーズの多様化に対応するとともに、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、令和2年度で計画の期間が終了する現行計画を改訂し、新たに「牛久市第4次障がい者プラン・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定いたします。

2. 国の基本指針について

計画策定の根拠となる、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標を定める基本指針については、厚生労働省による社会保障審議会の障害者部会により協議され、令和2年5月末に公表されています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

① 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえつつ、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援や、課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取り組みなどに配慮し、総合的な計画を作成する。

② 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

基本的理念を踏まえ、全国で必要とされる訪問系サービスの保障や、希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能充実、福祉施設から一般就労への移行等の推進などに配慮して目標を設定し、計画的な整備を行う。

③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援体制の構築、地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保、発達障がい者等に対する支援、協議会の設置等の視点に基づき取り組むことが必要である。

④ 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

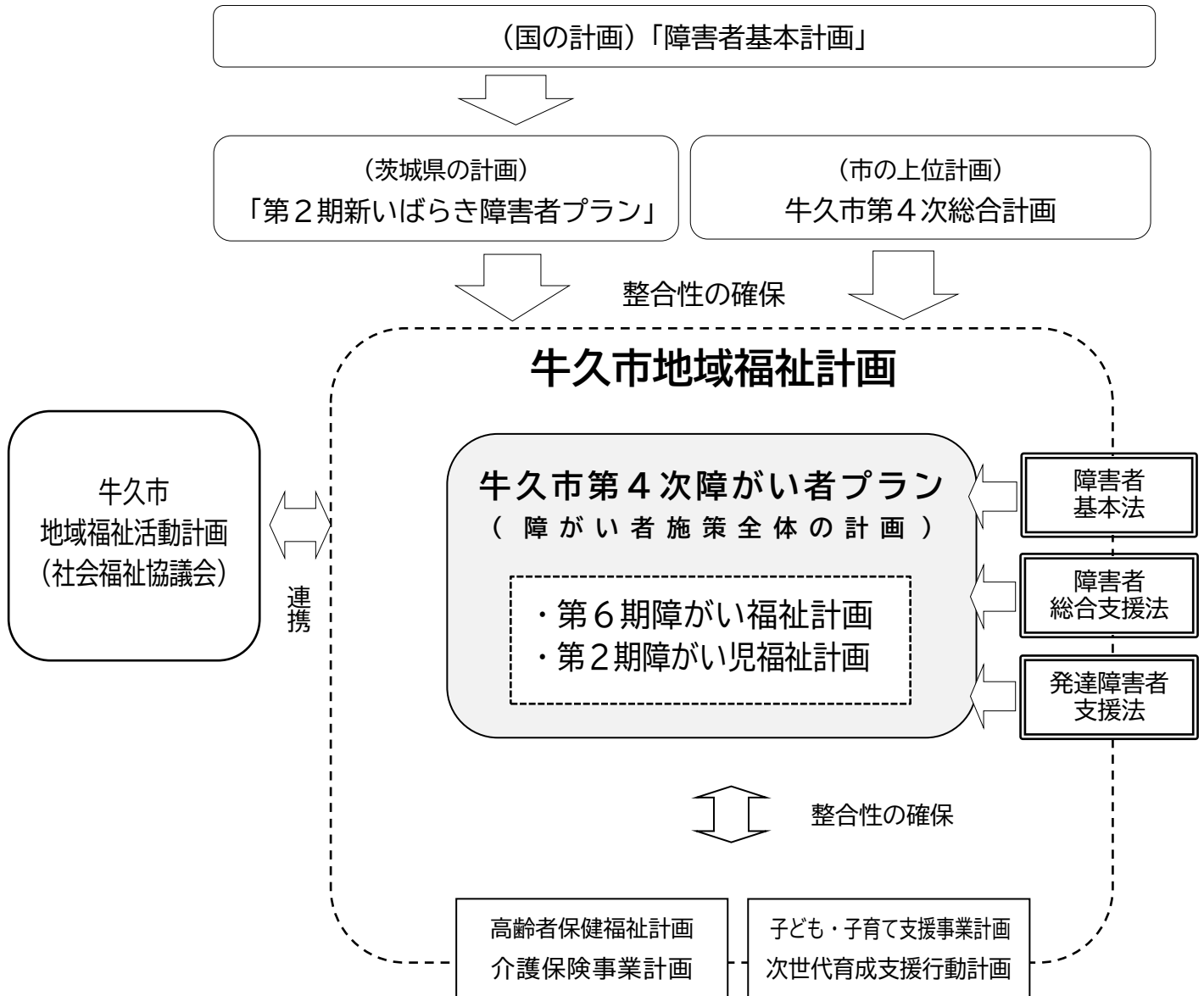
⑤ 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、以下について、目標を設定する。

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児支援の提供体制の整備等
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

3. 計画の位置づけ

本計画は、国の基本指針や県計画との整合を図るとともに、市の上位計画である牛久市第4次総合計画等、既存の関連計画との整合性を保ちながら、市が取り組むべき今後の障がい福祉サービスなどの施策の基本方向を定めるものです。



4. 計画の期間

障がい者プランの期間については、令和3年度から令和8年度を目標年度として6年間、障がい福祉計画については、第5期(平成30年度から令和2年度)までの実績を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間で第6期の計画期間とします。

また、障がい児福祉計画についても、第1期障がい児福祉計画(平成30年度から令和2年度)までの実績を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間で第2期の計画期間とします。

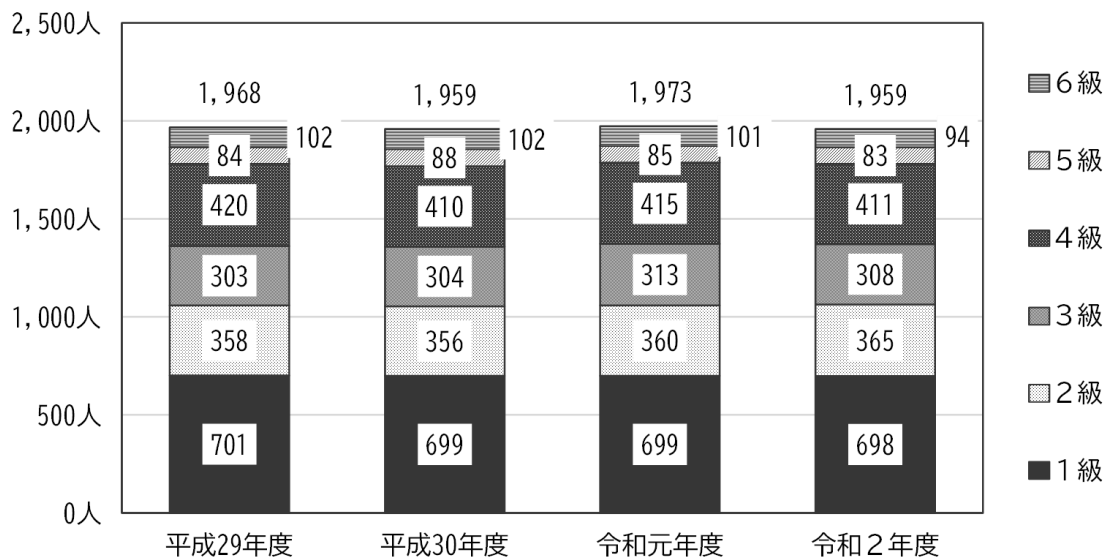
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
国	障害者基本計画	第3次						第4次				第5次					
	障害者計画 障害福祉計画	新しいばらき障害者プラン						第2期新しいばらき障害者プラン									
市	障がい者プラン							第3次				第4次					
	障がい福祉計画	第3期		第4期			第5期		第6期		第7期						
	障がい児福祉計画								第1期		第2期			第3期			

第2章 障がい者・児の状況

1. 牛久市の状況

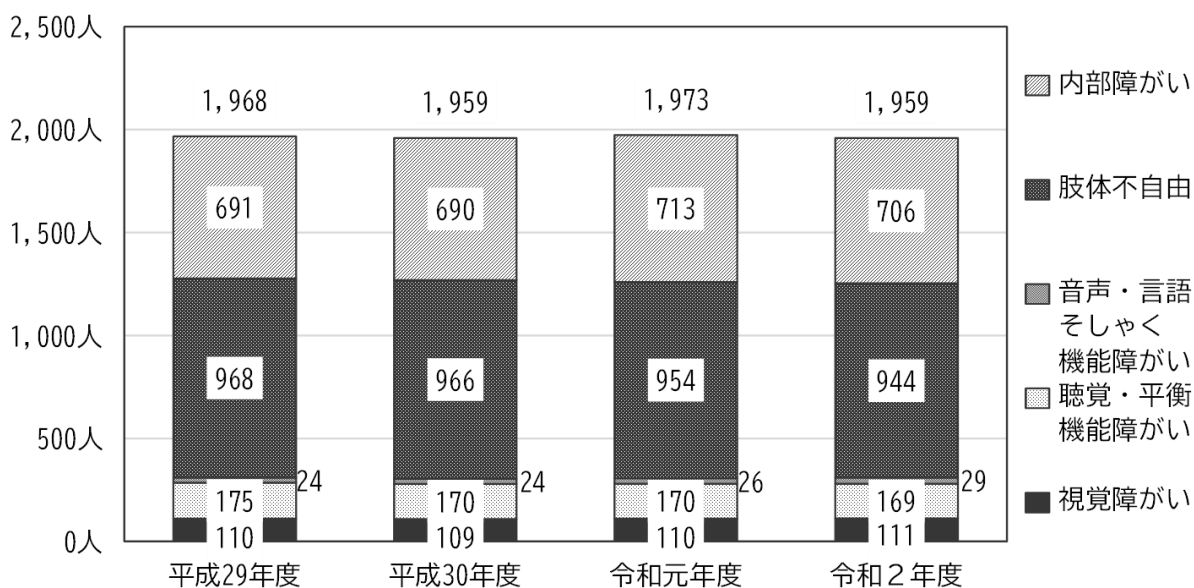
① 身体障がい者手帳交付の推移（等級別）

いずれの年も「1級」が最も多く、次いで「4級」「2級」「3級」「6級」「5級」の順となっています。



② 身体障がい者の状況（内訳）

いずれの年も「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」の順となっています。「内部障がい」は、平成29年度から令和2年度にかけて15人増、「肢体不自由」は24人減となっています。

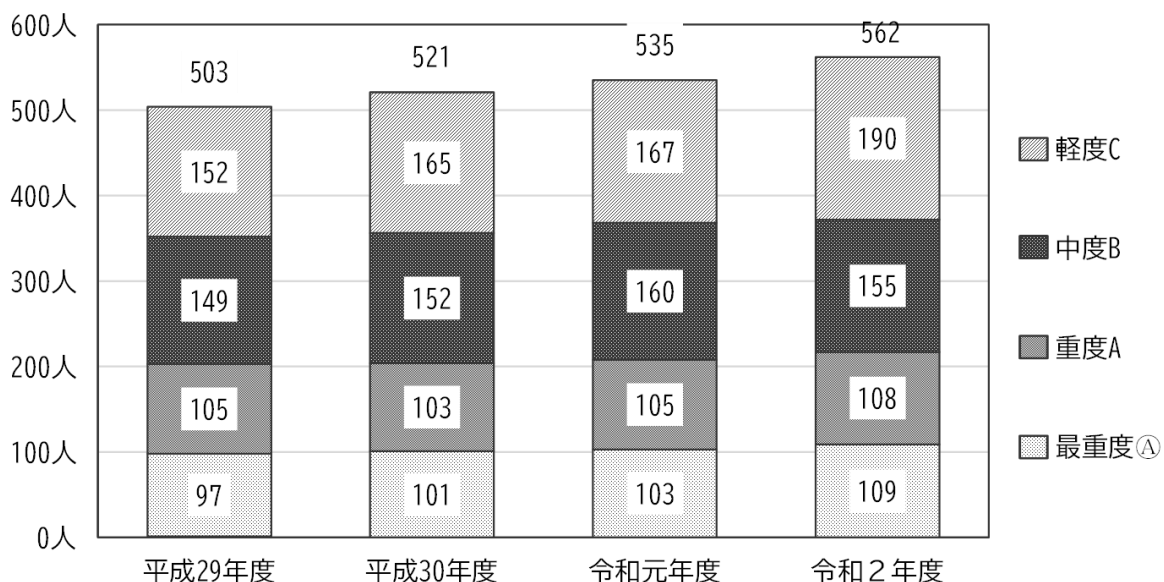


第1部 計画の概要

第2章 障がい者・児の状況

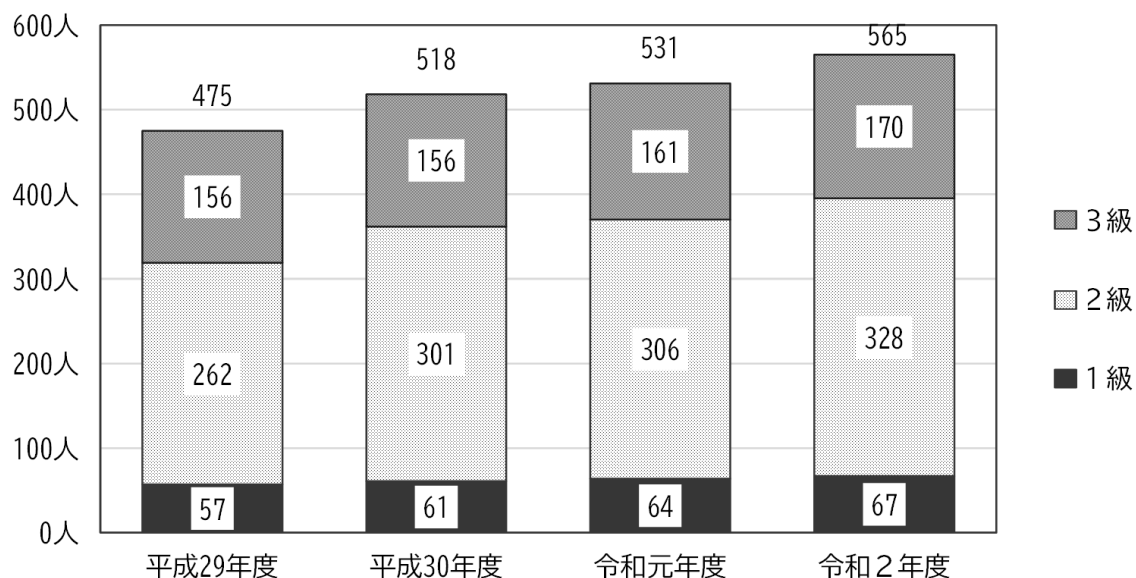
③ 療育手帳交付の推移（等級別）

平成29年度を基準とすると、各等級で増加傾向です。なかでも「軽度C」は、平成29年度から令和2年度にかけて38人増となっています。



④ 精神障がい者保健福祉手帳交付の推移（等級別）

いずれの等級も、年々増加しています。なかでも「3級」は、平成29年度から令和2年度にかけて14人増となっています。



※各年度3月31日現在

⑤ 自立支援医療(精神通院)受給者(病状別)

自立支援医療(精神通院)受給者の疾病分類別状況は、「気分障害」が606人で最も多く、次いで「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が417人となっており、これらを合わせると1,023人となり、全体の半分以上(76.3%)を占めています。

(単位：人)

区分	茨城県	竜ヶ崎保健所 管内※	牛久市
症状性を含む器質的精神障害	1,582	224	27
精神作用物質使用による精神および行動障害	637	71	9
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	13,652	2210	417
気分障害	15,295	3001	606
神経性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	4,176	686	119
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	144	27	8
成人の人格および行動の障害	159	20	3
精神遅滞	803	88	14
心理的発達障害	1,675	277	33
小児期及び青年期に通常発生する行動及び情緒の障害	936	166	33
てんかん	3,307	429	71
その他の精神障害	6	0	0
分類不明	0	0	0
合計	42,372	7199	1340

※令和2年3月31日現在

資料：茨城県精神保健福祉センター

※竜ヶ崎保健所管内：龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町

第1部 計画の概要

第2章 障がい者・児の状況

⑥ 小学校及び義務教育学校への就学状況（1年生）

市内小学校への就学状況は、令和2年度で724人、うち通常学級に701人、特別支援学級に23人となっています。他に、特別支援学校に9人、国立・私立小学校に3人が就学しています。

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
牛久市立小学校児童数計	735	774	724
牛久市立小学校(通常学級)	724	753	701
牛久市立小学校(特別支援学級)	11	21	23
特別支援学校	5	2	9
国立・私立小学校	3	7	3

資料：学校教育課

※各年度5月1日現在

※牛久市立小学校には、義務教育学校を含む

⑦ 中学校及び義務教育学校への就学状況（1年生及び7年生）

市内中学校への就学状況は、令和2年度で759人、うち通常学級に734人、特別支援学級に25人となっています。他に、特別支援学校に3人、国立・私立中学校に72人、県外・市外公立学校に4人が就学しています。

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
牛久市立中学校生徒数計	697	762	759
牛久市立小学校(通常学級)	685	735	734
牛久市立小学校(特別支援学級)	12	27	25
特別支援学校	1	4	3
国立・私立中学校	61	60	72
その他	0	3	4

資料：学校教育課

※各年度5月1日現在

※牛久市立中学校には、義務教育学校を含む

※国立・私立中学校進学者には、茨城県並木中等教育学校・竜ヶ崎第一高等学校附属中学校進学者を含む

※その他：県外、市外公立学校進学者

⑧ 市内小学校及び義務教育学校、特別支援学校の学年別児童数及び学級数

令和2年度の市内小学校に在籍している児童は4,695人、うち特別支援学級に在籍している児童は194人(4.1%)です。学級数で見ると、全178学級に対し特別支援学級は32学級(18.0%)となっています。

(単位：人・学級)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	学級数
全児童数	724	770	740	788	842	831	4,695	178
特別支援学級在籍児童数	23	30	37	29	38	37	194	32

資料：学校教育課

※令和2年5月1日現在

⑨ 市内中学校及び義務教育学校、特別支援学級の学年別生徒数及び学級数

令和2年度の市内中学校に在籍している生徒は2,224人、うち特別支援学級に在籍している生徒は71人(3.2%)です。学級数で見ると、全82学級に対し特別支援学級は16学級(19.5%)となっています。

(単位：人・学級)

	1年生	2年生	3年生	合計	学級数
全生徒数	759	764	701	2,224	82
特別支援学級在籍生徒数	25	29	17	71	16

資料：学校教育課

※令和2年5月1日現在

第1部 計画の概要

第2章 障がい者・児の状況

⑩ 近隣の特別支援学校児童生徒のうち牛久市在住者数

令和2年度に近隣市町村の特別支援学校に通う児童生徒は、小学部に32人、中学部に16人、高等部に37人の計85人います。美浦特別支援学校へ通う児童生徒が最も多く64人、次いで、つくば特別支援学校の16人となっています。

(単位：人)

学校名	小学部	中学部	高等部			合計
			1年生	2年生	3年生	
茨城県立水戸高等特別支援学校(水戸市)	0	0	0	0	0	1
茨城県立盲学校(水戸市)	1	0	0	0	0	1
茨城県立霞ヶ浦聾学校(阿見町)	1	0	0	0	0	1
茨城県立美浦村特別支援学校(美浦村)	20	15	5	9	15	64
茨城県立つくば特別支援学校(つくば市)	9	1	0	2	4	16
茨城県立下妻特別支援学校(下妻市)	0	0	0	0	0	0
茨城県立水戸特別支援学校(水戸市)	1	0	0	2	0	3
合計	32	16	5	13	19	85

資料：学校教育課、社会福祉課

※令和2年5月1日現在

2. アンケート調査結果

調査実施の目的

第6期障がい福祉計画の策定にあたり、障がいのある方、事業所の方、一般市民の方のご意見・ご要望を把握し、今後の障がい者施策の推進に役立てるためアンケート調査を実施しました。

調査の種類

調査名	調査対象
1. 障がい者調査	市内在住の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している方
2. 事業者調査	市内の障がい福祉関係事業所
3. 一般市民調査	市内在住の20歳以上の方を住民基本台帳から無作為抽出

調査方法と回収状況

調査方法：郵送によるアンケート調査

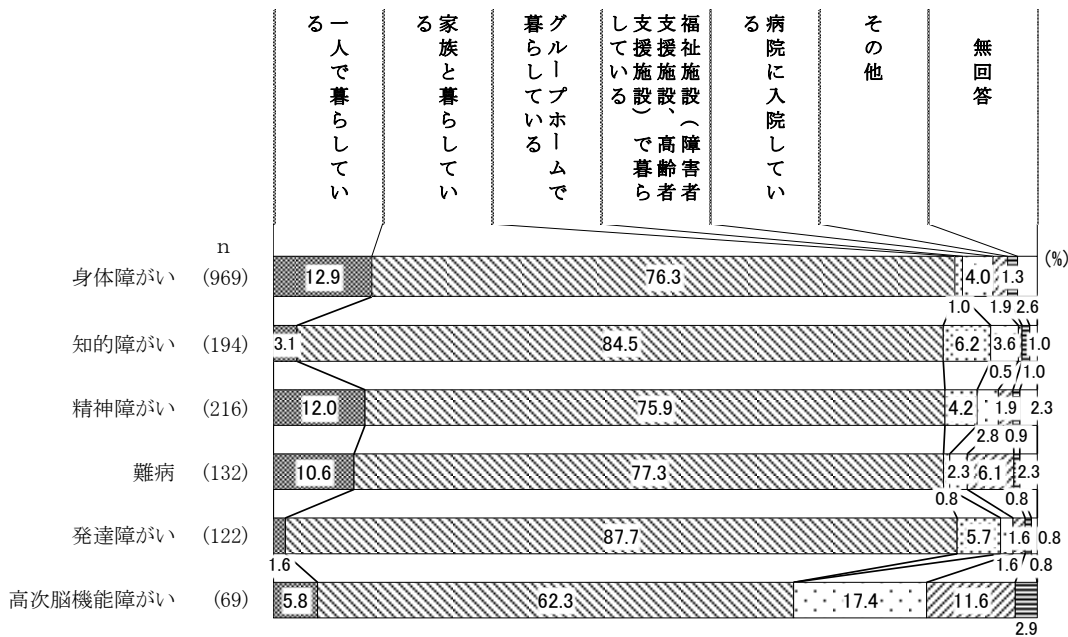
調査期間：令和2年8月28日（金）～9月18日（金）

調査名	発送数	回収数	回収率
1. 障がい者調査	2,500件	1,314件	52.6%
2. 事業者調査	33件	17件	51.5%
3. 一般市民調査	400件	171件	42.8%

住まいと暮らしについて

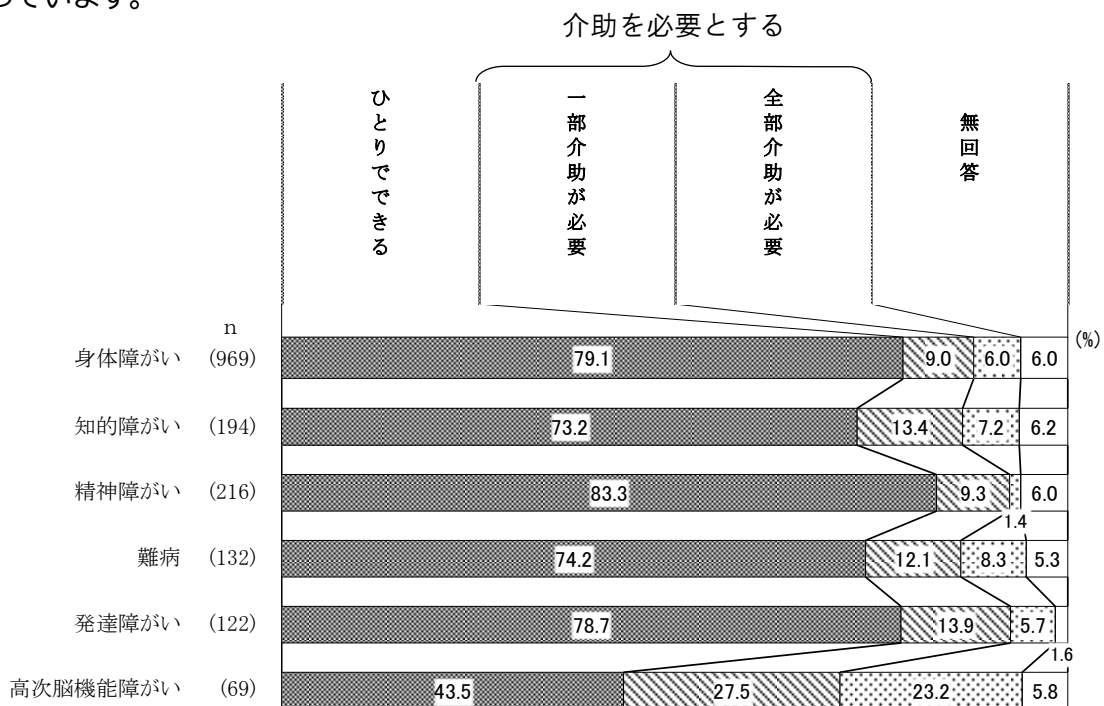
現在の居住形態

いずれの手帳をお持ちの方も「家族と暮らしている」が最も高く、なかでも発達障がいでは9割弱と高くなっています。



外出時の介助の必要性

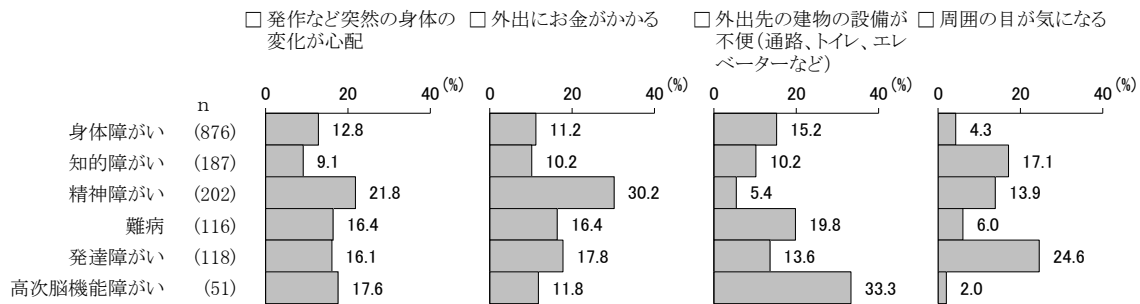
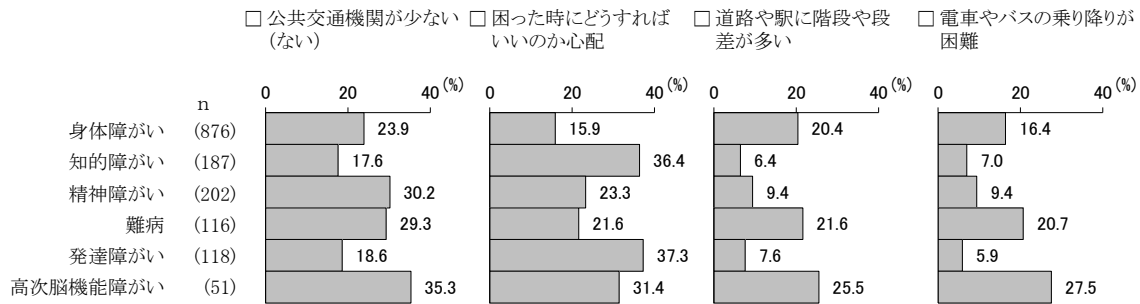
“介助を必要とする”方は、高次脳機能障がいでは50.7%、知的障がいでは20.6%、難病では20.4%となっています。



外出時の困りごと ※上位8項目掲載

「公共交通機関が少ない(ない)」では、高次脳機能障がい者が 35.3%と最も高く、精神障がい者が 30.2%、難病が 29.3%と続いています。

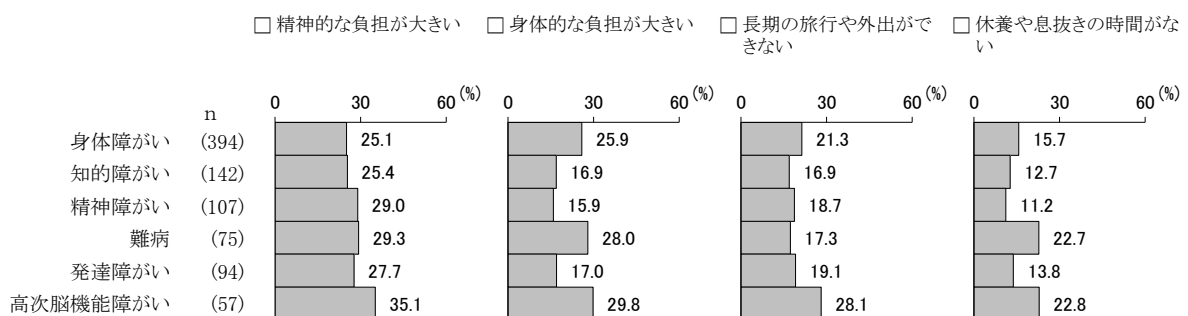
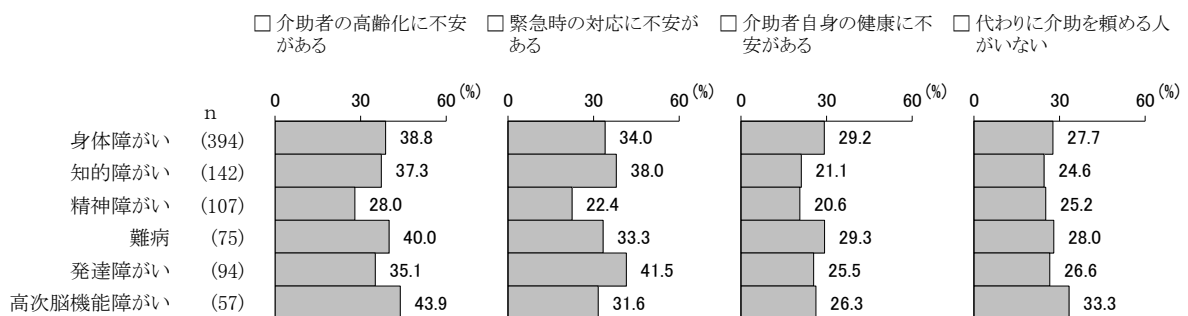
「困った時にどうすればいいのかが心配」では、発達障がい者が 37.3%と最も高く、知的障がい者が 36.4%、高次脳機能障がい者が 31.4%と続いています。



介助者の困りごと ※上位8項目掲載

「介助者の高齢化に不安がある」では、高次脳機能障がい者が 43.9%と最も高くなっています。

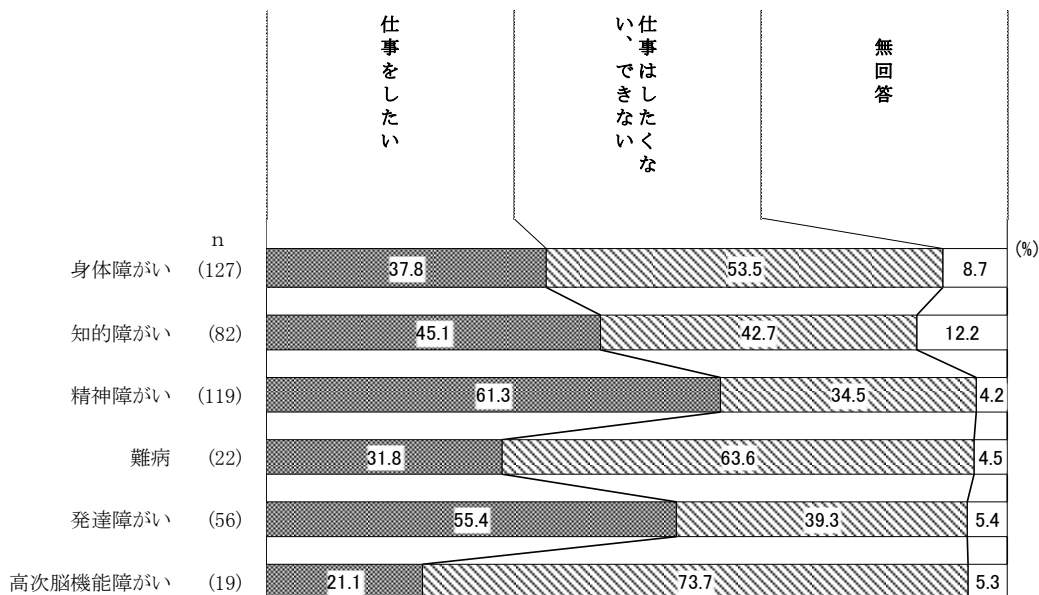
「緊急時の対応に不安がある」では、発達障がい者が 41.5%と最も高くなっています。



就労について

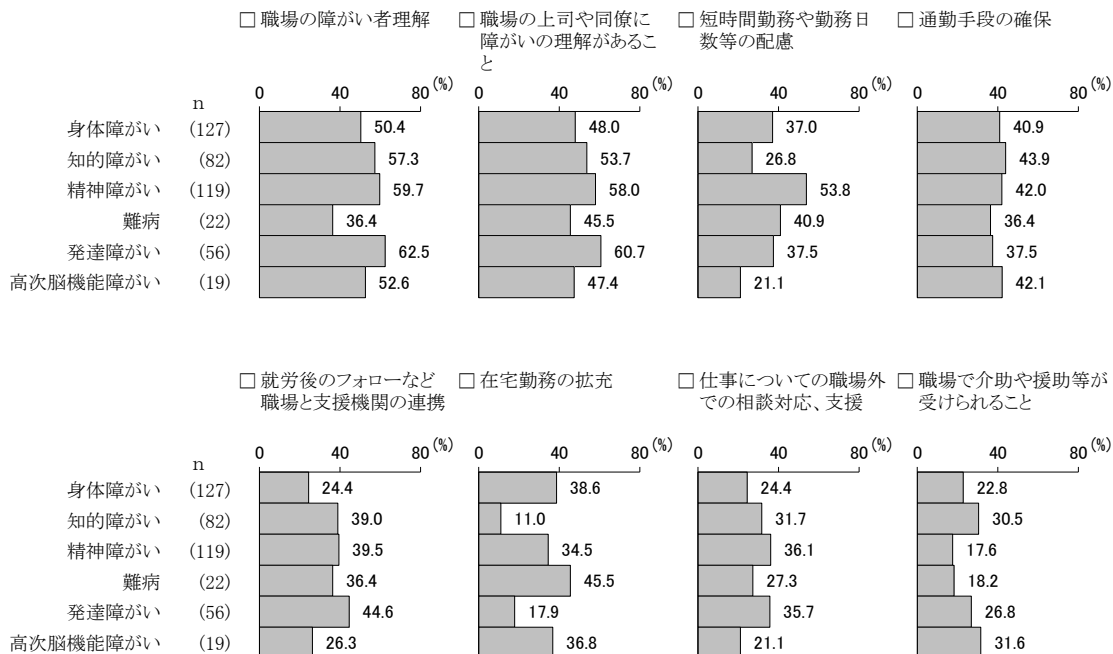
就労意向

知的障がい、精神障がい、発達障がいでは「仕事をしたい」が高くなっています。
身体障がい、難病、高次脳機能障がいでは「仕事はしたくない、できない」が高くなっています。



障がい者の就労に必要な支援策※上位8項目掲載

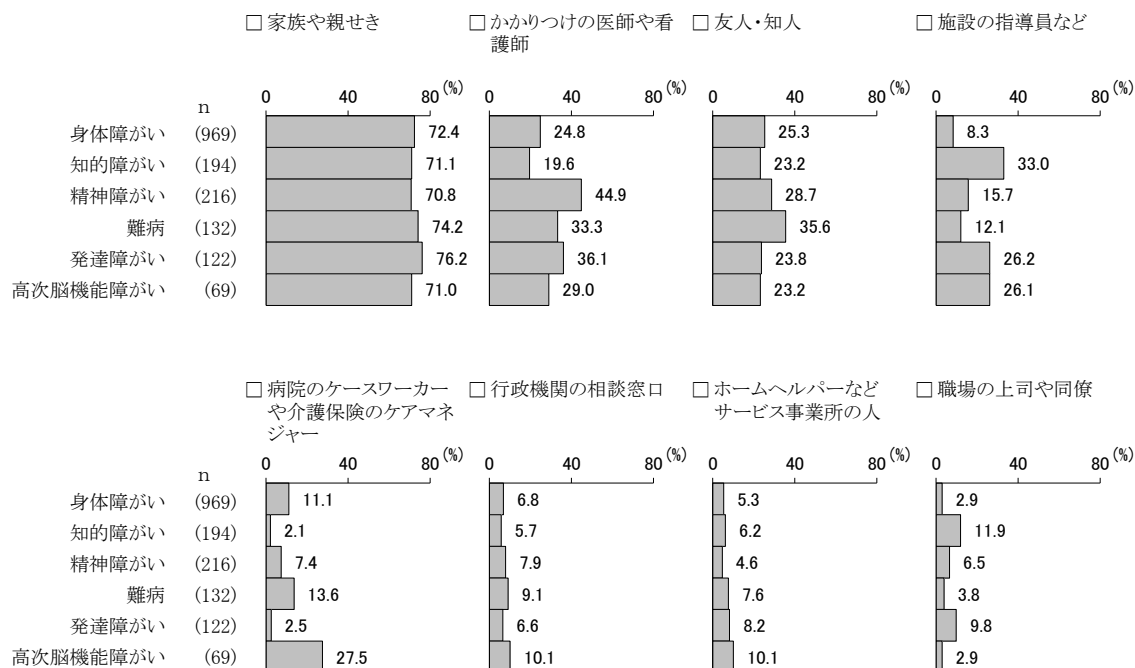
「職場の障がい者理解」と「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」では、発達障がい6割強と最も高くなっています。「短時間勤務や勤務日数等の配慮」では、精神障がいで53.8%と最も高くなっています。



相談について

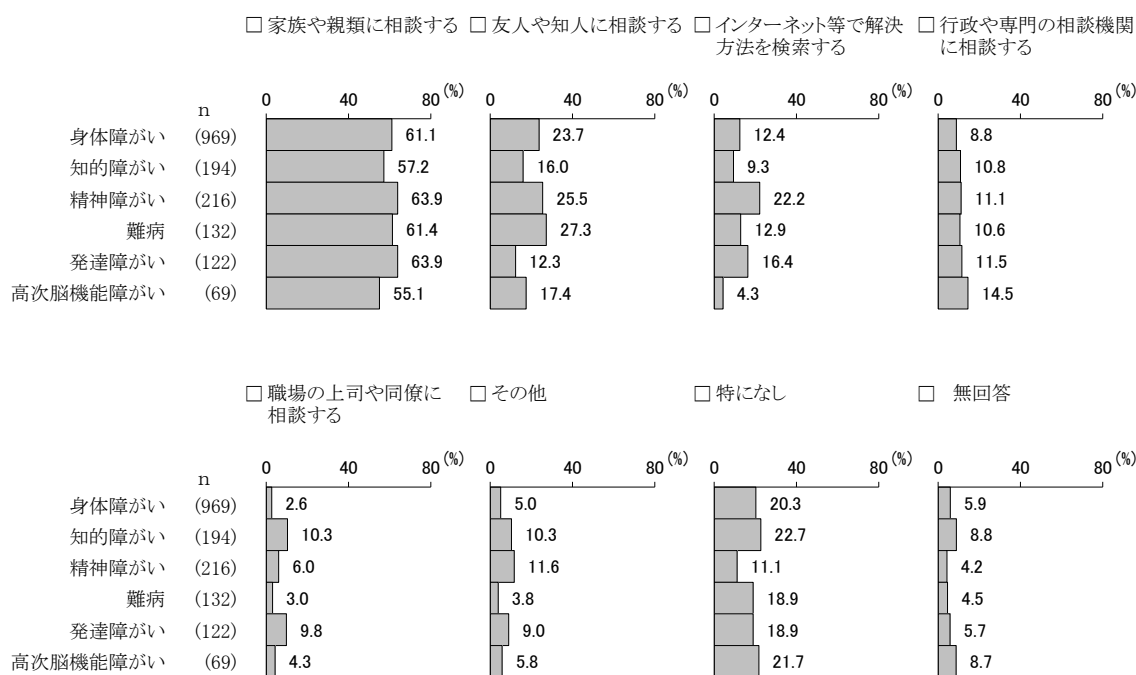
悩み事や困ったことの相談相手※上位8項目掲載

すべての障がいで「家族や親せき」が最も高く、7割を超えています。



悩みを抱えた際の解決方法※上位8項目掲載

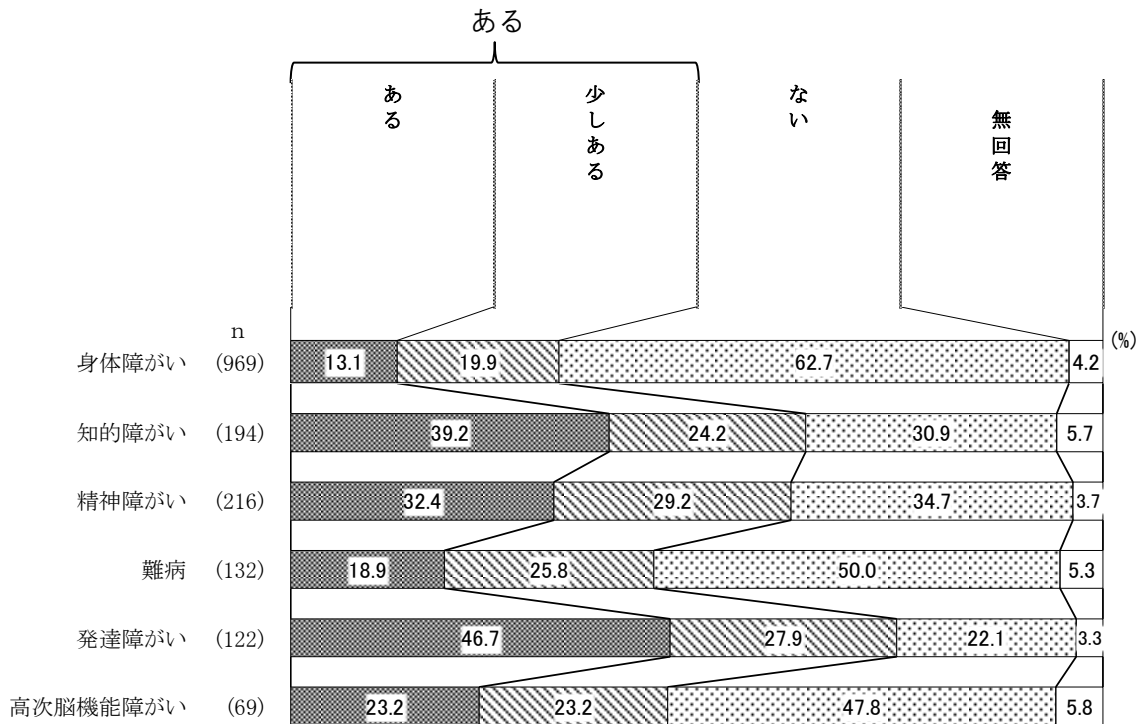
すべての障がいで「家族や親類に相談する」が最も高く、5～6割を超えています。



障がい者の理解について

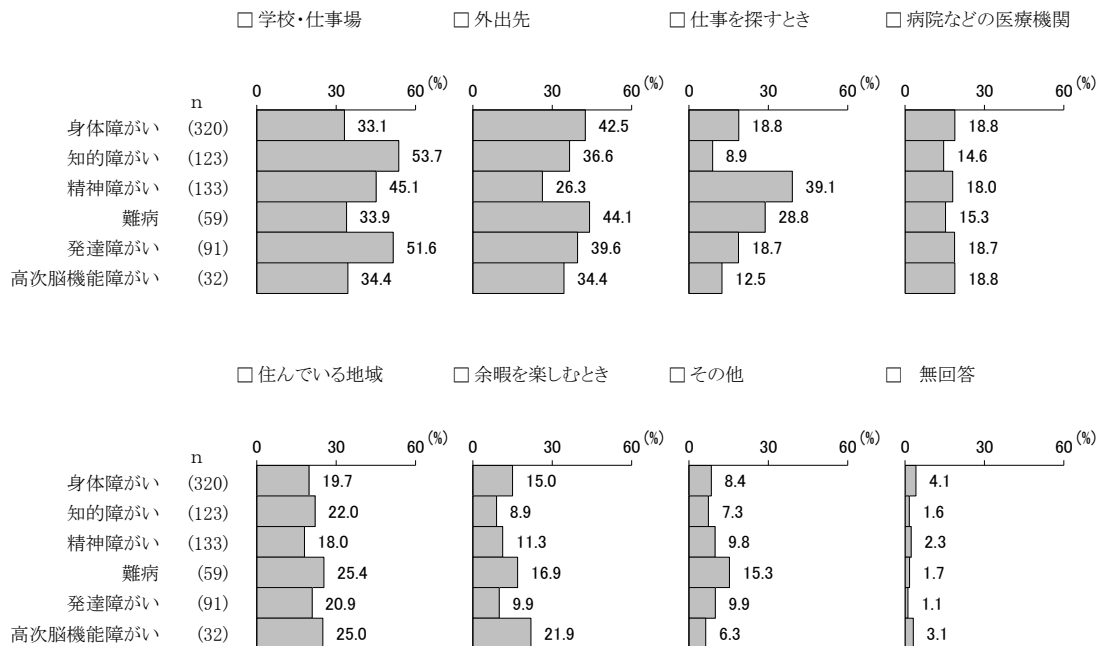
差別を受けたり嫌な思いをした経験

知的障がい、精神障がい、発達障がいで“ある”が高くなっています。



差別を受けたり嫌な思いをした場所

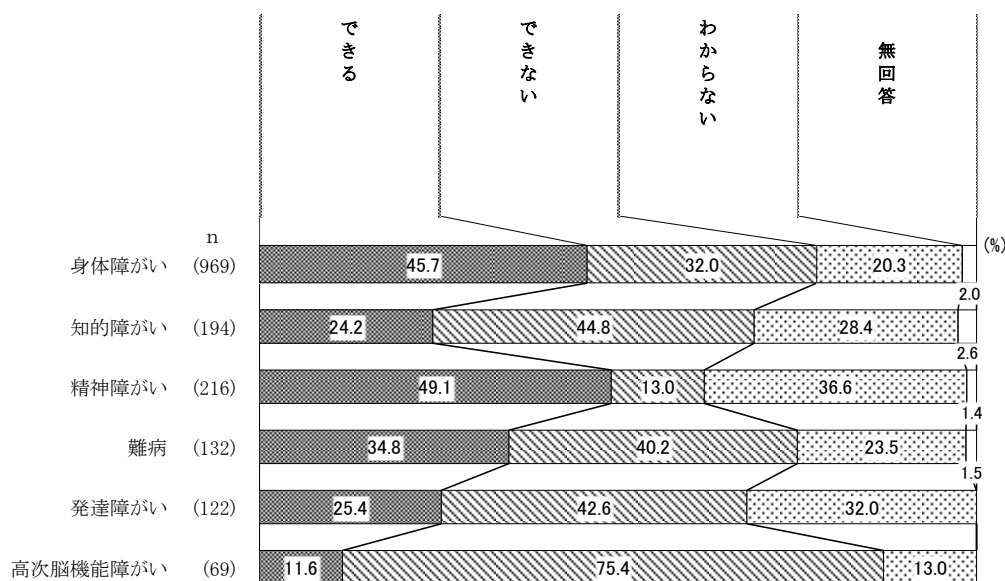
「学校・仕事場」では、知的障がいと発達障がいが5割を超えて高くなっています。「外出先」では、身体障がいと難病が4割を超えて高くなっています。「仕事を探するとき」では精神障がいが高くなっています。



災害時の支援について

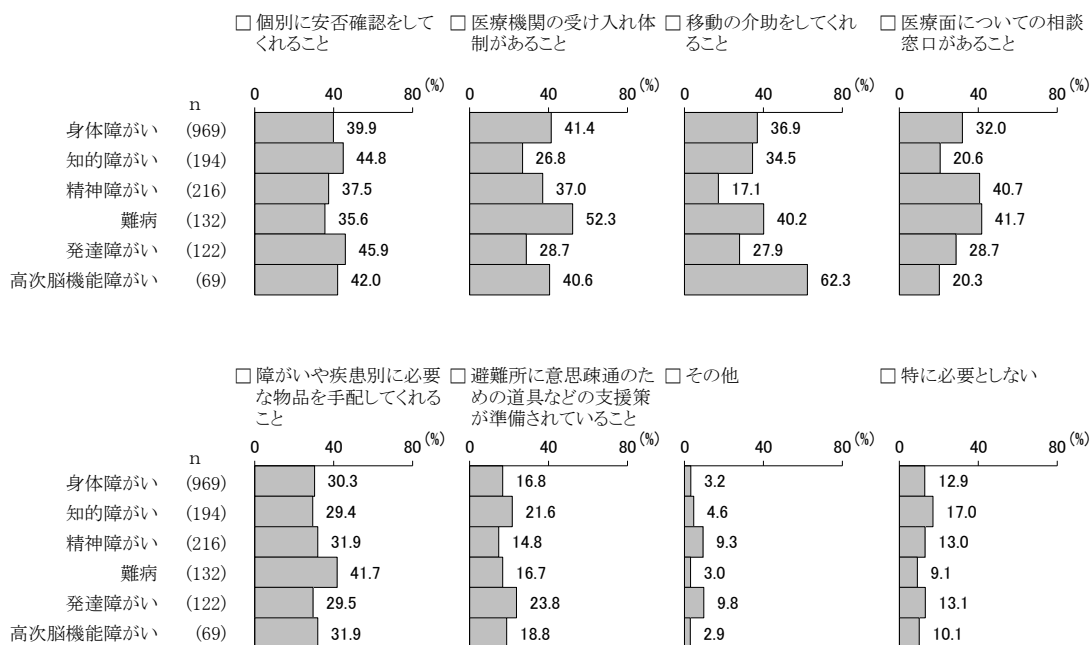
災害時の一人での避難

災害時の一人での避難について「できない」が高次脳機能障がい者で75.4%と最も高く、次いで、知的障がい者が44.8%でした。また「できる」が精神障がい者で49.1%と最も高く、次いで、身体障がい者が45.7%でした。



災害時に必要な行政や地域からの支援

災害時に必要な行政や地域からの支援は「個別に安否確認をしてくれること」が発達障がい者で45.9%と最も高くなっています。また、「医療機関の受け入れ体制があること」が難病で52.3%と最も高く、次いで、身体障がい者が41.4%でした。

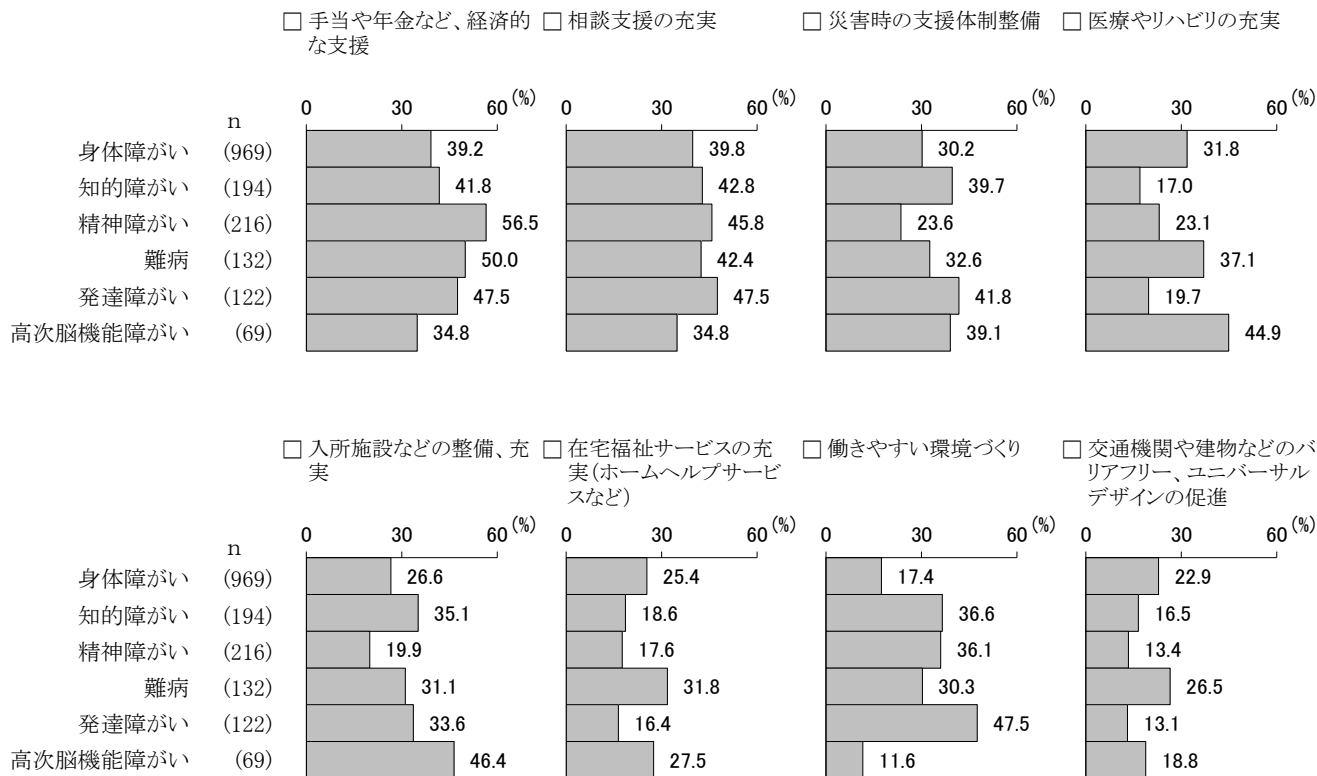


障がい福祉施策について

今後特に充実すべき障がい福祉施策※上位8項目掲載

「手当や年金など、経済的な支援」では、精神障がい者が56.5%と最も高くなっています。

「相談支援の充実」では、発達障がい者が47.5%と最も高くなっています。



3. ヒアリング調査結果

障がいのある方、障がいのある方の支援に携わる団体・事業所等の意見や要望を伺うことで、新たな「牛久市第4次障がい者プラン・牛久市第6期障がい福祉計画・牛久市第2期障がい児福祉計画」を策定していくための資料とすることを目的としました。

調査期間	対象	内容
令和2年 10月から11月	市内の障がい者関係団体 及び計画相談支援事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障がいのある人をめぐる状況について 2. 障がいのある人への支援について 3. 差別をなくしていくために 4. 障がい福祉サービスについて 5. 障がい者施策の基本的な考え方について

1 障がいのある人をめぐる状況について

内容	コロナ禍の対応に関して（7件）
ご意見 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナによる困難なコミュニケーション。マスク着用はろう者同士でも口形と顔の表現が見えず、読み取れないためうまく伝わらない。同じことを繰り返してようやく伝わる状況のため時間がかかる。ろう者会議の進行が遅れる。 ・コロナ禍では、感染防止のため、ガイドヘルパーや重度移送サービスの利用を断られる事例報告があった。 ・コロナ禍で、感染リスクの高い重度の障がい児や医療的ケア児などは、主治医のドクターストップがかかったり、施設側の利用受け入れに制限がかかるなどで、普段以上にサービスが利用できない状況があるように思われる。

内容	福祉サービスの利用に関して（6件）
ご意見 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者において、自立といっても完全に一人で生活していくことはできず、少なからず社協や介護事業者等にお世話になることとなるが、現状、ガイドヘルパーの人数が少なく利用できない方が発生している状況。就労の場が限定的かつ不足している。コロナ禍では、感染防止のため、ガイドヘルパーや重度移送サービスの利用を断られる事例報告があった。また、介護事業所の訪問介護終了に伴い、やむなく事業所変更を強いられたという事例報告があった。 ・利用できる社会資源の不足、サポートする人材の不足（介護職、保育士、看護師など）

第1部 計画の概要

第2章 障がい者・児の状況

内容	情報提供に関して（2件）
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の伝達が不足している。障がい者、高齢者はスマホさえうまく利用できず、広報「うしく」等、紙による方法が有効。全戸配布の「うしタク」登録は成果があると推察する。また、会う機会が少ない今、情報交換も足りない。 ・障害のある人、本人が精神的に自立することが大前提で、社会に甘えない。行政を頼りすぎない。その中で努力だけでは足りないもの、サポートしてほしいところをはっきりさせていかなければならない。コロナ禍では世間を飛び交うあいまいな情報を信じ、極度に不安であり、外出できないため運動不足、肥満など、よくない状態が続いている。いつ収束するのか、不安が続き精神的にもきつかった。課題はどのようにしたら安心できるのか、正しい情報の伝え方、実践方法。

2 障がいのある人への支援について

内容	地域移行支援について（6件）
ご意見 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害がある人が、地域で暮らしていることをもっと公にできる世の中になってほしい。私たち父母の会の会員は常にそのことを念頭に、親子で参加できることには参加することを心掛けている。 ・障がい者、その家族も積極的に地域に入る努力をしてほしい。 ・ひとり暮らしに向けた制度面での支援体制の充実が必要となる。また、アパートを借りる際に大家から障がいを理由に入居を断られてしまうというケースがあったり、グループホーム建設に関しては、地域住民からの反対の声が根強いという現実が変わらずにあり、地域の中に障がい者の暮らしの場が確保できているという状況には至っていない。日常的に行政区の長に理解を促すための機会を持つことに加え、新居を確保する際のサポート等、地域の中に障がい者が暮らすことが当たり前になる環境づくりが必要だと考える。

内容	コミュニケーションに関して（5件）
ご意見 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通支援事業、情報を自らの意思で自由に選択できるようにお願いしたい。（国家資格取得講習会、長期研修会、趣味）「予算がない」と理由を言うだけで、手話通訳を派遣しないのは適切でなく、法的義務（障害者差別解消法/合理的配慮）を満たさず、努力義務を果たしていないのと等しい。 ・サービスを知り、選べることが重要ではないかと思う。一方的に紹介されたところを利用するのではなく、『自分の意志で』『選択できる』を意識するといいのではないか。

内容	障がいの相互理解に関して（5件）
ご意見 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・まず正しく障がい者を知ってほしい。知ることが最初の一步だと思う。地域の方に知ってもらうためにも、障がいの特徴情報のダイジェスト版の作成や講演会などで障がい者を知る機会を積極的に設けてほしい。 ・ひとり暮らしに向けた制度面での支援体制の充実が必要となる。また、アパートを借りる際に大家から障がいを理由に入居を断られてしまうというケースがあったり、グループホーム建設に関しては、地域住民からの反対の声が根強いという現実が変わらずにあり、地域の中に障がい者の暮らしの場が確保できているという状況には至っていない。日常的に行政区の長に理解を促すための機会を持つことに加え、新居を確保する際のサポート等、地域の中に障がい者が暮らすことが当たり前になる環境づくりが必要だと考える。

内容	情報提供に関して（3件）
ご意見 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の支援については情報弱者の視覚障がい者のために的確かつ迅速に情報を伝えてもらいたい。また外出の機会が制限されぬよう、移動手段、同行援護、施設整備(バリアフリー化)などに注力していただきたい。 ・広報等で地道に繰り返し知らせていくこと以外にはないと思う。

内容	防災に関して（2件）
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内火災報知機の設置。災害に備え、緊急連絡先、病歴等書いたものを容器に入れ、冷蔵庫に保管するなど。 ・地域の人については災害時の誘導や安否確認などの対応をしていただきたい。行政の支援については、情報弱者の視覚障がい者のために的確かつ迅速に情報を伝えてもらいたい。また外出の機会が制限されぬよう、移動手段、同行援護、施設整備(バリアフリー化)などに注力していただきたい。

内容	施設利用に関して（2件）
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設備、透明フェイスシールド着用でも認めない施設がある。(牛久市総合福祉センター) マスク着用のための規程のため会議室を借りられないことがあった。聴覚障がい者のコミュニケーションを尊重して設備改善が好ましい。(例えば 演壇、司会などの飛沫防止のため大型アクリル板の設置を求める) ・地域の人については災害時の誘導や安否確認などの対応をしていただきたい。行政の支援については、情報弱者の視覚障がい者のために的確かつ迅速に情報を伝えてもらいたい。また外出の機会が制限されぬよう、移動手段、同行援護、施設整備(バリアフリー化)などに注力していただきたい。

第1部 計画の概要

第2章 障がい者・児の状況

3 差別をなくしていくために

内容	相互理解に関して（10件）
ご意見 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のお店や病院等に障がい者差別解消法の周知徹底と対応の仕方を行政から指導していただきたい。必要ならば事業所の責任者を集めて勉強会などを行っていただきたい。障がい者の社会参加の機会を増やし、広く一般の方に障がい者を知ってもらうことが必要。 ・障がいについての理解促進。幼児期から共に生活し、障害のある人が身近にいるということが当たり前の感覚になる必要があると考える。そのためには、保育園や幼稚園で障がい児の受け入れを推進し、周りの子どもたちやその保護者への理解促進を図っていくことが有効だと思う。車いすや医療的ケアなど重度の障害ほど、よりインパクトがあるでしょう。ただし、障がい児者との交流がネガティブな体験とならないような配慮やケアも併せて考える必要がある。 ・政策理念としてソーシャルインクルージョンがあり、「我がこと、丸ごと」といわれているが、国民の心が追いついていない。合理的配慮についても、自分が我慢しなければいけない状況を受け入れられない人も多い。幼児期から実体験として、「さまざまな人が一緒に活動する社会」を作り、いずれ一緒に活動できない時が来ても、のけ者にしない気持ちを育てることが重要だと思う。高齢者や親世代が子供から教えられることもあるのではないかと期待する。障がい者を理解してもらうこと、障がい特性を理解してもらうことが最重要であると思うが、障がい者も他の人の感じ方や思いを理解する必要がある。知識として押し付けられるだけでなく、活動を通じて相互理解を深めることで、人と関わる喜びを感じられるかもしれない。

内容	情報に関して（4件）
ご意見 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・11/3「ワイワイ祭り」などで告知予定もあったと思うが、集まる機会が少ない今、啓発、告知、報告などを増やす。 ・市内のお店や病院等に障がい者差別解消法の周知徹底と対応の仕方を行政から指導していただきたい。必要ならば事業所の責任者を集めて勉強会などを行っていただきたい。障がい者の社会参加の機会を増やし、広く一般の方に障がい者を知ってもらうことが必要。

内容	事業等の充実に関して（4件）
ご意見 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・牛久市は各団体活動補助支給ができるように復活をお願いしたい。昔は牛久市から活動補助支給があった。なぜ廃止になったか分からない。(全日本ろうあ連盟→茨城県聴覚障害者協会→牛久市聴覚障害者協会)差別解消、行政交渉等の方法、アドバイスしてくれるのは全日本ろうあ連盟です。傘下である牛久市聴覚障害者協会は安心して生活するための活動なので活動補助支給が必要。 ・人権意識の啓蒙と相談窓口の充実（小中学校レベルでの教育）

4 障がい福祉サービスについて

内容	サービス内容について（7件）
ご意見 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する相談窓口が充実していない。医療を必要とする(例 吸引・導尿)施設がない(夜間看護師が常駐するなど) ・サービス自体は量的に充実してきているが、サービス内容に偏りがあり、必要なサービスが整備されているとはいいがたい状況にある。例えば高齢の障がい者を老親が手放す機会を逸してしまい、在宅で過ごしている状況に不安があるが、市内や近隣市で増加傾向にあるグループホームは身辺自立等の条件があるものが多く、重度障害者が地域で暮らせる環境が少ないことが課題だと感じている。 ・児童発達支援において、部屋の確保ができていない事業所がある。療育の根拠がなく、お預かり程度。また、長い人生の入り口であり、ここから切れ目のない支援を展開する観点からの工夫もほしい。具体的には専門職のアセスメント情報の共有が必要と考える。

内容	福祉施策に関して（3件）
ご意見 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・父母の会として、全面介助の我が子たちの生活は就学時期を終え、地域に戻り生活を始めている。父母の会、発足当時(約25年前)に比べ、だいぶ、整備が整ってきているが、現在から将来に向けての不安がとても大きい。若い頃とは違う両親の状況で、親子とも戸惑っている家庭も多い。25年間牛久市に対して訴え続けているが、公共の施設を子どもたちの安らぎの場としてほしい。 ・限られた財源の中で一時的なニーズに合わせて施設を整備していくことは非効率的であるため、高齢障がい者の特別養護老人ホーム利用という、「障がい福祉」の枠にとらわれず、既存の設備の利用等を視野に入れた、新たな枠組み作りが必要なのではないかと感じている。

内容	地域差に関して（3件）
ご意見 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの地域差異を迅速に解決してほしい。地域差異は茨城県内でなく全国的に高いレベルを見てほしい。茨城県は福祉サービスが遅れていることを全国のろう者が知っていて恥ずかしい。要望を言われるまで待つのではなく、牛久市の迅速な対応を望む。 ・牛久市の障がい福祉は、制度を柔軟に運用したり、市民ニーズに寄り添って手厚く支援されているように思うが、表に見えにくい部分だったりするので、市民には理解してもらいにくい面があるのかもしれない。例えば、障がい児への加配制度のような、他の自治体の分かりやすい施策やインパクトのあるサービスと比較されて「牛久市の福祉は遅れている」などと言われている場合があるように思う。市民にとっての分かりやす施策やサービスということも大切かもしれない。見せ方、情報の発信の仕方も重要だと思う。

5 障がい者施策の基本的な考え方について

内容	福祉施策について（6件）
ご意見 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーション理念と言っているのに、なかなか実現が見えない。遅れている茨城県の福祉基準以外の要望に牛久市独自の計画実施を望む。 ・障がい者を取りまく課題は、高齢化、母子、貧困、引きこもり等、複合的な内容が絡み合っているケースが多いため、サービスの量的な増加だけでは、これらの課題に対応できる状況ではないと感じている。包括的な相談の場や社会資源の調査を行える中核的な機関として、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等を整備し、全市的な対応ができる体制づくりが急務ではないかと考える。 ・制度としてあるものを、どう利用しながら地域生活を送るのか？を問う視点に立つとき、行政としては制度側の視点になるであろうし、支援者側としては地域生活を送る利用者側の支援に偏ることもあると思う。柔軟に運用できる施策であってほしい。

内容	行政の取り組みに関して（5件）
ご意見 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の立場、支援者の立場、市民、地域社会の立場、行政の立場等、それぞれ責任のある視点で過不足なく行政、福祉サービスの提供が図られる環境が望ましいと思う。 ・今期の計画の評価をしっかりとしたうえで、新たな課題、課題の背景を検討して施策を決めてほしい(目標値の評価ではなく取り組みの評価)。評価は、計画策定とは別チームでお願いしたい。今は質よりも量が大切という考え方もあると思うが、障がい特性に適した支援ができる事業所でなければ、利用しても自立に資する支援はできない。

4. 牛久市の現状と課題

近年、障害福祉サービスの量や種類が充実し、利用する人は確実に増えてきていますが、それに伴い、現在の制度や地域の社会資源の状況では対応できないニーズが顕在化してきています。ヒアリング調査結果からも、サービス自体は量的に充実してきていますが、サービス内容に偏りがあり、必要なサービスが整備されているとはいいがたい状況であるという意見が多数見られました。

また、福祉サービスは充実してきているとは言え、依然として家族が支援せざるを得ない状況も随所に見られます。アンケート調査結果によると、介助の大半は家族が担っており、多くの障がいでは介助者の年齢が60歳以上と回答した比率が半数を超えている状況です。介助の困りごととしても、「介助者の高齢化に不安がある」が一番多くあげられています。家族が支援できない状況になった時にどうしたらよいかという不安の声や、介護・介助の不安や負担を解消するための支援についても重要と考えます。

こういった新たなニーズを見過ごさないこと、本人も家族も安心して生活を送れる地域をつくることに関して、相談支援の役割は大きく、ニーズも高いと考えます。しかし、アンケート調査結果では、悩みや困りごとの相談相手は「家族・親戚」という回答が最も多く、次いで、医師や看護師、友人・知人が多くなり、行政機関の相談窓口の利用は、すべての障がい種別でおおむね1割を切る結果となっています。市民にとって、分かりやすく利用しやすい相談窓口の設置と、その広報・周知が必要です。さらに、制度の狭間の問題や複合的な課題を抱える人に対する総合相談窓口や、専門的かつ継続的な相談支援、相談支援を行う人材確保と育成など、相談支援体制の重点的な整備が必要だと考えます。

また、障がい者を取り巻く環境の整備についてのニーズも高くなっています。アンケート調査結果によると、障がい理解をより深めるための対応策については、「障がい者理解のための学校教育の普及」「障がいのある人に配慮した公共施設や道路の整備」の回答が高い割合を占めています。ヒアリング調査結果では、地域の中に障がい者が暮らすことが当たり前になる環境づくりが必要であるという意見が挙げられました。学校や職場、地域等での障がい者に対する理解の促進や分かりやすい情報提供などソフト面の充実と、道路・歩道や公共的な施設・空間のハード面のバリアフリー化や使いやすさの向上など、様々な側面での整備が求められています。

さらに、災害時の支援体制の整備を図ることも重要です。アンケート調査結果では、災害時に一人で避難をできるかできないかについて、多くの障がいでは「できない」の割合が上回り、さらに、家族の不在や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人の有無では、全ての障がいで「いない」が上回っています。災害時の安否確認や避難誘導、情報提供等、障がい者に対する地域での支援体制の強化や、障がい特性に配慮した支援体制の整備の推進やトイレや段差のないスペース等の設置、障がい者が利用しやすい避難所の整備を進めることが重要です。

これらの課題やニーズに対応し、よりよい地域をつくっていくには、地域のさまざまな人や機関の連携・協力が不可欠であり、地域のネットワークの充実が重要です。

第3章 計画の推進体制

1. 制度の普及啓発と地域住民の理解の促進

近年、障がい福祉の施策においては制度改正が多く、利用者が内容を把握しきれていない状況があります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度や新規サービスの内容の理解を深めていくことが重要です。

そのため、広報紙や各種パンフレット、ホームページなどのさまざまな広報媒体を活用し、制度の周知を行い、障がいに応じた適切な情報提供と円滑なサービス提供を行います。

また、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う「牛久市障害者自立支援協議会」をはじめ、障がい福祉に関わる各種団体・関係機関、事業所等との連携のもと、本計画の普及・推進を図ります。

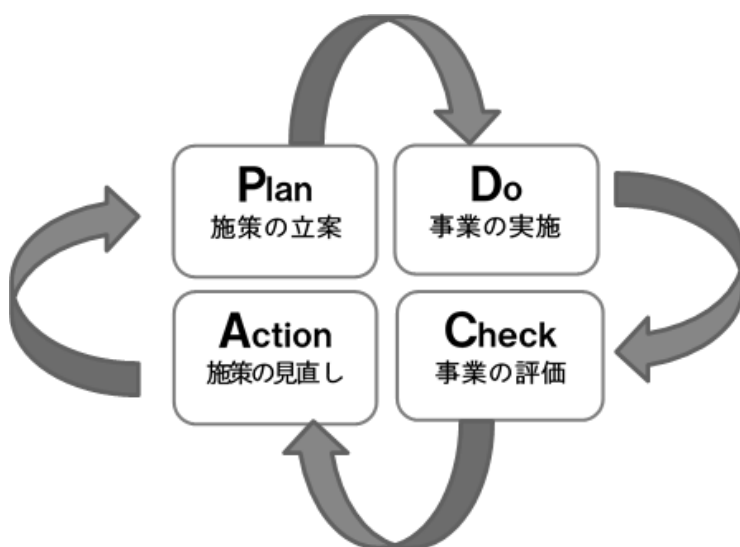
地域住民の障がいに対する理解を深めるために本計画の理念と概要の周知を図り、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いを認め、地域住民同士が支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

2. 関係機関等の連携

障がい者関連団体やボランティア・事業所・社会福祉協議会などの関係団体及び地域住民との協働を進め、各種事業の推進を図ります。

3. 計画の評価・進捗管理

本計画の推進のため、各種施策やサービス提供の状況等について、年1回、点検・評価をし、次年度以降の施策・事業の実施に反映していく、PDCAサイクルによる計画の進捗管理を進めます。



第2部 第4次障がい者プラン

第2部 第4次障がい者プラン

第1章 プランの基本的な考え方

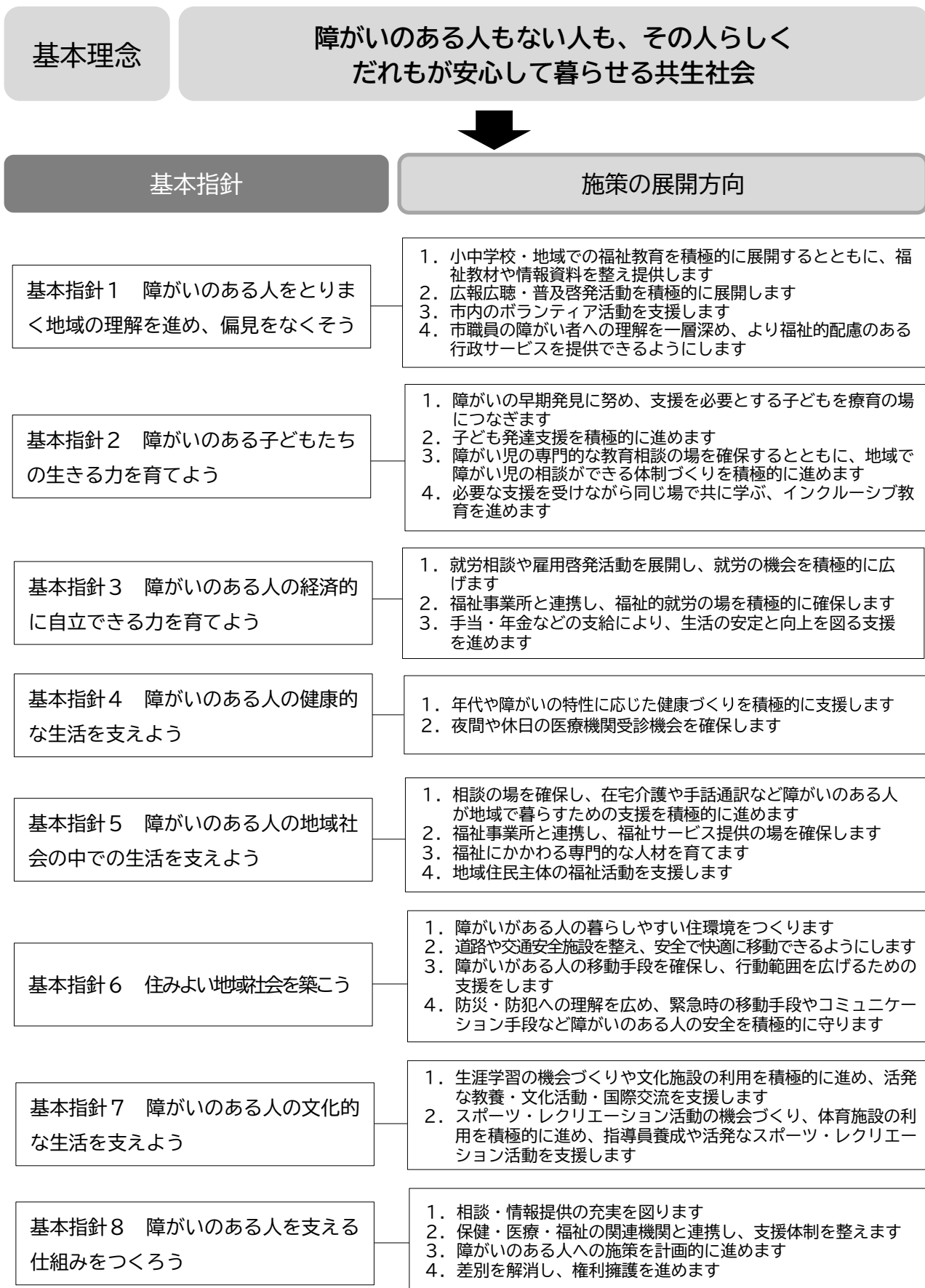
1. 計画の基本理念

障がいのある人もない人も、その人らしく
だれもが安心して暮らせる共生社会

2. 計画の基本指針

- | | |
|-------|------------------------------|
| 基本指針1 | 障がいのある人をとりまく地域の理解を進め、偏見をなくそう |
| 基本指針2 | 障がいのある子どもたちの生きる力を育てよう |
| 基本指針3 | 障がいのある人の経済的に自立できる力を育てよう |
| 基本指針4 | 障がいのある人の健康的な生活を支えよう |
| 基本指針5 | 障がいのある人の地域社会の中での生活を支えよう |
| 基本指針6 | 住みよい地域社会を築こう |
| 基本指針7 | 障がいのある人の文化的な生活を支えよう |
| 基本指針8 | 障がいのある人を支える仕組みをつくろう |

3. 施策の体系



4. 重点項目

福祉に関するアンケートやヒアリング調査を行った結果を分析したところ、次のような課題が浮かび上がりました。

- ① 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるための仕組みづくり
- ② 世代や属性を超え、複雑な支援ニーズに対応できる包括的・横断的な相談支援体制の仕組みづくり
- ③ 全てのひとが安心快適に住み続けられる、災害に強い仕組みづくり

【重点項目と取組み】

- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、様々な支援が切れ目なく提供できる仕組み作りが必要です。市内には、さまざまな社会資源が存在しますが、それらを有機的に結びつけ、効率的・効果的な支援体制の構築を目指します。
- 市民の複合・複雑化した課題に対応するため、行政、市民、医療、福祉事業者などの連携・協働による、断らない包括的な支援体制の整備を進めます。
- いつ、どこでおこるか分からない災害に備え、特別な配慮を必要とする人達への支援のあり方を検討してまいります。

第2章 各施策の内容

基本指針1 障がいのある人を取りまく地域の理解を進め、偏見をなくそう

【現状と課題】

障がい特性や障がい者に対する理解不足による偏見や差別的取り扱いは、残念ながら未だに強くあります。だれもが地域や家庭で普通に暮らし、活動するというノーマライゼーションの理念を実現するためには、市民一人ひとりの心のバリアフリーが必要です。

これからは、障がいのあるなしに関わらず、お互いの存在と個人差を認め、ともに尊重され身近な地域で支え合う仲間である、という考え方が重要です。

【基本方針】

学校教育の場、地域でのボランティア活動等を通じて障がい福祉に関する学習を進めます。市の広報等を通して障がい福祉についての情報提供、市職員への啓発等を行ってまいります。

【施策の展開】

1. 小中学校・地域での福祉教育を積極的に展開するとともに、福祉教材や情報資料を整え提供します

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
福祉教育の活性化、福祉体験教室の実施	児童生徒や団体等に対し、障がい特性や障がい者理解を促すため、車イス体験やアイマスク体験など、福祉体験教室を実施しています。今後も継続し、福祉について学ぶ機会を提供していきます。	指導課 社会福祉協議会
出前講座「知って学んで！おしえ隊」の実施	講座をとおして、市職員が、「障がい者の福祉制度、まちづくりについて」の疑問や関心にお答えしています。 ※10人以上の団体(グループ)を対象	市民活動課
障がい者理解の教育推進	子どもたちの中で、障がい者に対する誤解や認識不足による「いじめ」や「不当な扱い」がないように留意する必要があります。義務教育において、授業における協働的な学習を通して全ての子どもが安心して過ごせる学級づくりを行い、障がい者に対する「いじめ」や「不当な扱い」がないようにしていきます。	指導課
障害者連合会との連携	児童クラブに通う児童たちの障がい者に対する理解を促すため、牛久市障害者連合会と連携し、児童と障がいのある人やその家族と触れ合う機会を設けています。今後も、引き続き障害者連合会と連携し、児童たちが障がい者を理解する機会を作っていきます。	教育企画課
障害者連合会の支援	牛久市障害者連合会が実施する行政区、地区社協、民生委員等との交流会、さまざまな啓発活動を支援し、市民への障がい者の理解促進を継続して行います。	社会福祉課

2. 広報広聴・普及啓発活動を積極的に展開します

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
広報うしくの発行	毎月1日と15日に市の広報紙「広報うしく」を発行し、情報の提供を行っています。市の広報紙「広報うしく」を活用し、障がい者の利便性向上や、障がい者への理解に関する情報の提供に努めます。	広報政策課
マスメディアの活用	新聞、ケーブルテレビ、ラジオ等を通して、市の情報提供を行っています。障がい者への理解を深めてもらうため、報道機関等への積極的な情報の提供に努めます。	広報政策課
ホームページの充実	目の不自由な方や高齢者がホームページを利用できるように、市のホームページに音声読み上げソフトを導入しています。ホームページの内容は定期的に更新し、充実を図っていきます。	広報政策課
メールマガジン「かっぱメール」配信	災害、環境、地域安全、放射能、教育、学校など、さまざまな情報をメールで発信し、市民の安全安心に貢献しています。より一層内容を充実させ、市民との情報共有化を図ります。	広報政策課
SNS・コミュニティFMの活用	SNS(Facebook、Twitter、LINE)やコミュニティFM(FMうしくうれしく放送)等、多種多様な媒体を活用した情報発信により、市民との情報共有化を図ります。	広報政策課
声の広報・点字広報の発行	「広報うしく」の朗読版、点字版を発行し、目の不自由な方への情報提供を継続して行います。	社会福祉課
障がい者週間の実施	毎年12月の「障がい者週間」に合わせ、障がい者理解についての広報やキャンペーンなど、啓発活動を行っていきます。	社会福祉課
自閉症啓発デーの実施	毎年4月2日は国連が制定した「世界自閉症啓発デー」です。自閉症をはじめとする発達障がいに関する正しい知識を広める機会として、啓発活動を行っていきます。	社会福祉課
補助犬の普及啓発	補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)についての理解が広がるよう、県と連携しながら、啓発活動を行っていきます。	社会福祉課

3. 市内のボランティア活動を支援します

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
ボランティア・市民活動センターの設置	地域で活動するボランティアの情報提供や、市民活動の場として、市役所分庁舎にセンターを設置しています。	社会福祉協議会

第2部 第4次障がい者プラン

第2章 各施策の内容

4. 市職員の障がい者への理解を一層深め、より福祉的配慮のある行政サービスを提供できるようにします

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
法定雇用率	障がい者を職員として採用しています。新規採用についても、障がい者を計画的に採用していきます。国で定める市の法定雇用率以上の維持に努めます。	人事課
障がい者理解の研修	障がい特性や障害福祉制度についての理解を促すため、市職員向けの研修会を開催し、窓口での合理的配慮につなげていきます。	人事課 社会福祉課
手話通訳者の設置	手話によるコミュニケーションを必要とする方が、市役所窓口での相談や手続きをスムーズに行えるように、平日午前9時から12時までと、午後1時から4時まで、手話通訳者を設置しています。	社会福祉課
選挙等における配慮	選挙時に、重い障がいのある人は郵便で投票を行うことができます。また、投票所における段差の解消や、車いすで利用できる記載台の導入、代理投票及び点字投票の適切な実施等により、投票所のバリアフリー化を行っています。	選挙管理委員会

基本指針2 障がいのある子どもたちの生きる力を育てよう

【現状と課題】

牛久市では子育て・教育日本一のまちづくりを進めており、障がい児に対する施策では、障がいのあるなしに関わらず、安心して楽しく暮らし、共に夢や幸せを追求できる社会の実現を目指しています。そのためには、障がいの早期発見・早期療育に加え、就学に対する相談支援の充実、さまざまな違いを持った子どもたちが一緒に学ぶインクルーシブ教育システムの構築等が必要です。

また、障がいのあるなしに関わらず、全ての子どもが健やかに成長・発達するために、子どもの成長に関する相談窓口や支援体制の充実が不可欠です。

【基本方針】

障がいのある子どもの可能性を伸ばすため、成長のあらゆる段階において、一人ひとりの障がい特性等に応じた教育・育成の充実を図ってまいります。また、保健・福祉・医療・教育の連携を図り、障がい児の支援をしてまいります。

【施策の展開】

1. 障がいの早期発見に努め、支援を必要とする子どもを療育の場につなぎます

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
乳幼児健診の実施	子どもの成長・発達を確認し、支援を要する子どもとその保護者を個別相談、教室、他機関への支援につなぎます。未受診者対策を強化し、子どもの状況把握を全数実施していきます。	健康づくり推進課
支援を要する子どもへ教室・相談を実施	支援を要する子どもとその保護者に対し、保健師、公認心理師等による相談と教室を実施しています。教室・相談後には適切な支援につなげていきます。	健康づくり推進課
こども発達支援センターのぞみ園での支援	保健センター、教育委員会、幼稚園・保育園等との連携により、知的・身体・発達障がいの可能性が早期に発見され、支援につながる児童が増えています。多様化する発達課題や家族の状況に対応できるよう支援の強化に努めます。	社会福祉協議会
小児慢性特定疾病児童への日常生活用具給付	「小児慢性特定疾病医療受給者証」を発行されている方に、日常生活用具を給付しています。今後も用具の必要な方へ給付を行います。	健康づくり推進課
就学児健診の実施	就学予定の子どもに対し、各小学校で視力や聴力、歯科検査のほか、スクリーニング検査を実施しています。再検査が必要な子どもに対しては、保護者への相談支援等を実施しています。今後も適切な就学に向け、就学児検診による子どもの見取りや検査、保護者への必要な相談を行っていきます。	学校教育課 指導課
子ども・子育て支援事業計画	「子ども・子育て支援事業計画」の中で基本施策に「障がい児施策の充実」を挙げ、関連機関がきめ細やかな連携を図り、充実した施策を展開できるよう、計画策定・見直し・進捗管理を行います。	こども家庭課

第2部 第4次障がい者プラン

第2章 各施策の内容

2. 子ども発達支援を積極的に進めます

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
障がい児通所支援給付	<p>18歳未満の障がいのある子どもが施設通所等により療育を受けるための費用を給付します(自己負担1割あり)。</p> <p>【未就学児】 「こども発達支援センターのぞみ園」を設置し、児童発達支援の提供、保育所等訪問支援等による相談対応を行っています。のぞみ園通所については、本来1割かかる自己負担を無償化し、保護者の経済的な負担を軽減しています。 ・児童発達支援…未就学の障がい児が児童発達支援センターなどの施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 ・医療型児童発達支援…肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練、又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児が、児童発達支援及び治療を行います。 ・居宅訪問型児童発達支援…重度の障がいの状態等にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援、又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児の居宅へ訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や必要な支援を行います。 ・保育所等訪問支援…保育所等を訪問し、障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援、その他の必要な支援を行います。</p> <p>【就学児】 現在、市内では9事業所で放課後等デイサービスを提供しています。学齢期の障がい児が、地域で必要な支援を受けられるよう、引き続き事業所数の確保に努めるとともに、広報紙やホームページ等を利用し、広く情報提供していきます。 ・放課後等デイサービス…学齢期の障がい児に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供します。学校での教育とあいまって障がい児の自立を促進し、放課後などの居場所を提供するものです。 ⇒ ※詳しくは、第3部障がい児福祉計画へ</p>	社会福祉課
地域生活支援事業	<p>障がい児福祉サービス、障がい児相談支援、補装具費給付、自立支援医療は全国同一の障がい児支援です。これに対し、市で地域の実情に応じて提供する福祉サービスが地域生活支援事業です。障がい児が利用できる地域生活支援事業には、日常生活用具費給付事業、移動支援事業、日中一時支援事業等があります。予算の確保に努め、継続して必要な支援を提供できるように努めます。 ⇒ ※詳しくは、第3部障がい児福祉計画へ</p>	社会福祉課

3. 障がい児の専門的な教育相談の場を確保するとともに、地域で障がい児の相談ができる体制づくりを積極的に進めます

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
障がい児支援の充実を図る	幼稚園での特別支援教育体制の整備を図る必要があります。引き続き市立幼稚園にスクールアシスタントを配置し、障がいのある幼児への支援の充実を図ります。	指導課
児童クラブでの障がい児支援の充実	障がいの有無に関わらず、入級要件(親権者の就労状況)等を満たせば入級を許可しています。今後も門戸を狭めることなく利用してもらうとともに、障がいのある子どもにも活動しやすい施設・環境を目指します。	教育企画課
家庭児童相談	障がいの有無に関わらず、妊婦及び0歳～18歳未満の子どもについての心配ごとや保護者が不安なこと等についての相談に応じています。子どもやご家庭の状況に応じた支援ができるよう関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。	こども家庭課
ファミリーサポートセンター事業	子どもを預かってほしい人(依頼会員)と預かることができる人(協力会員)がそれぞれ会員となり、地域で子育てを助け合う子育て支援サービスです。今後も継続して養成講座を実施し、協力会員の確保に努めるとともに、フォローアップ講習を実施し、活動の質の維持・向上に努め、障がいの有無に関わらず預かりができる体制整備を行います。	こども家庭課 社会福祉協議会

4. 必要な支援を受けながら同じ場で共に学ぶ、インクルーシブ教育を進めます

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
就学指導体制の充実	校内就学指導委員会での就学支援体制づくりを行い、牛久市教育支援委員会を年4回開催しています。今後も、就学指導体制の充実を図ります。	学校教育課
教育支援委員会を定期的に開催	定期的に委員会を開催し、就学指導の必要な児童生徒に対し、適正な教育が受けられるよう検討しています。今後も継続して実施し、障がい児への就学支援を行います。	学校教育課
本人、保護者、学校の合意形成のもとで就学先を決定	障がいのある子どもの保護者に対して就学相談を実施し、教育支援に関する委員会における審議のための客観的な資料の収集に努めます。さらに、保護者に対しては、子どもの生涯を見渡した上で、誠意をもって根気よく面接等を行い、関係機関と連携しながら、子どもの能力・適性等に応じた適切な支援や就学先の決定が行えるようにします。市町村の教育支援に関する委員会及び本人・保護者の意見、県教育委員会の助言を参考として、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先の決定を行います。	指導課

第2部 第4次障がい者プラン

第2章 各施策の内容

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
保育園での「育ち合い」取り組み	保護者と保育士・地域のさまざまな人々が関わり、「共に育ち合い」豊かな人間性を培いながら、地域全体で障がいの有無に関わらず、子どもの育ちを支援しています。気になる子や障がいのある子に対して、関係機関と調整を図りながら支援を行っています。保育士は、職員間で連携を取り、その子どもの特性に合った保育を見つけて実践し、保護者の気持ちを受け止め、共感し支えます。	保育課
学校施設のバリアフリー	学校施設へ手すりやスロープ等を設置しています。施設をバリアフリーにすることで障がいのある子どもが利用しやすくなるだけでなく、保護者で障がいのある方が来校する場合の利便性向上を図ることができます。今後は、増築及び改築時に昇降機等の設置を検討していきます。	学校教育課
特別支援学校や障害児施設等との交流	霞ヶ浦聾学校や美浦特別支援学校に通う児童生徒が、市内の学校を交流訪問することにより、学区内の同年齢の子どもと接する機会を設けています。同じ地域で育つ仲間であるという気持ちを大切に、今後も継続的に交流していきます。	学校教育課
柔軟な「学びの場」の提供	障がいのある子どもに対しては、柔軟な「学びの場」を提供する必要があります。子どもの障がいの状態や教育的ニーズに応じて、特別支援学級での支援と通常学級での支援を組み合わせながら、柔軟な「学びの場」を提供していきます。	指導課
個別の教育支援計画の活用	障がいのある子どもに対しては、長期的な個別の教育支援計画を設定し、必要な支援を行う必要があります。学齢期の障がいのある子どもに対する個別の教育支援計画を設定し必要な支援を行っていきます。	指導課
特別支援教育に関する教員研修の推進	特別支援教育に関する専門性の確保や、教員の研修を行う必要があります。これまでも特別支援教育に関する教員研修を行ってきましたが、今後も幼稚園教諭や保育士、小中学校教員、スクールアシスタント、児童クラブ指導員を対象とした研修会を開催し、専門性の向上に努めます。	指導課
本人、保護者、学校の合意形成による合理的配慮の支援	障がいのある子どもに対しては、本人、保護者、学校の合意形成に基づき、合理的配慮の支援を行う必要があります。障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を持ち、その行使を確保するために、子どもの障がいの状態や教育的ニーズに応じ、本人、保護者、学校や教育委員会との相談を経て、合意形成による合理的配慮を行います。	指導課 学校教育課
特別支援学校生徒の職場体験	特別支援学校の生徒の職場体験を受け入れ、障がい児の職業自立に対する理解啓発を進めていきます。	人事課

基本指針3 障がいのある人の経済的に自立できる力を育てよう

【現状と課題】

職業を通じて誇りを持ち、自立した生活を送りたいという就労意欲の高い障がい者が多くいます。障がい者の経済的自立へ向け、特別支援学校での一般就労を目指した学習や障がい福祉サービス事業所での訓練等に加え、非雇用の形態で働く障がい者の工賃を引き上げるための取り組みが重要です。更に、ハローワーク等の関連機関と連携し、雇用する側の事業所に対しての、障がい特性の理解促進等の啓発も必要となります。また、障がい者の年金や手当の制度を知らずに、手続きを行っていない方への制度案内も大切です。

【基本方針】

ハローワーク等の関連機関と連携し、障がい者雇用や就労に関する情報提供を行ってまいります。また、障害者優先調達推進法による福祉的就労の工賃向上、各種年金・手当の手続きについての案内等を行い、障がい者の経済的自立を促します。

【施策の展開】

1. 就労相談や雇用啓発活動を展開し、就労の機会を積極的に広げます

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
ハローワーク等関連機関と連携	就職を希望する障がい者については、基本的にはハローワークと連絡を取り個別に相談することになります。社会福祉課窓口では、ハローワーク主催の就職面接会の案内、専門的な職業リハビリテーション機関の紹介等を行っています。今後も、ハローワーク等と連携し、就労支援の情報提供や、市内事業所等への障がい者雇用に関する啓発を進めます。	商工観光課 社会福祉課

2. 福祉事業所と連携し、福祉的就労の場を積極的に確保します

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
福祉的就労の場の確保	障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援等の福祉的就労を提供する事業所の確保、さらに一般就労への移行促進に努めます。⇒ ※詳しくは、第3部障がい福祉計画へ	社会福祉課
障がい者就労施設等との適正な契約	障がい者支援施設、地域活動支援センター、障がい福祉サービス事業を行う施設等との契約については、地方自治法の規定により随意契約とすることができます。今後も継続して、障がい者就労施設等と市との間での契約を行う際に、その契約事務が円滑に進むよう、業者登録及び随意契約の発注予定の公表等の手続きを行います。	契約検査課
福祉施設と市内の生産者との連携事業に対する支援	福祉施設と連携した市内の生産者との地産地消を推進していきます。	農業政策課
障がい者就労施設等からのサービス・物品の優先調達	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等から、サービスや物品を優先的に調達します。毎年度、調達方針と目標額を	社会福祉課

第2部 第4次障がい者プラン

第2章 各施策の内容

	定め市役所全体で取り組み、その実績を公表しています。	
--	----------------------------	--

3. 手当・年金などの支給により、生活の安定と向上を図る支援を進めます

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
障害年金の制度の説明と手続きの案内	障がい者手帳交付時に制度について説明し、年金受給該当者には手続きの案内をしています。今後は、年金機構からのパンフレット等も活用し、さらに制度の周知を図ります。	医療年金課
手当の制度説明と手続きの案内	障がいを理由とする各種の手当制度について、ハンドブックを作成し、障がい者手帳交付時等に案内しています。適宜、ハンドブックの更新を行うとともに、広報紙やホームページでの案内を充実させるなど、分かりやすい情報発信に努めます。	社会福祉課
税制上の優遇措置、公共施設の利用料減免等の案内	税制上の優遇措置、公共施設の利用料減免等について、障がい者手帳交付時に案内しています。今後は、広報紙やホームページ等の内容を充実させ、さらなる情報提供に努めます。	社会福祉課
生活福祉資金貸付	低所得世帯等に対して、安定した生活につなげるために、仕事が決まるまでの生活費や子どもの教育資金等の貸付及び必要な相談支援を行っています。今後は、貸付後も必要なフォローを行うなど関係機関と連携し、包括的な支援体制の強化に努めます。	社会福祉協議会
小口資金貸付	低所得世帯等に対して、自立した生活につなげるために、緊急一時的な資金の貸付及び必要な相談支援を行っています。	社会福祉協議会
生活保護	精一杯努力しても生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立して暮らせるよう支援します。	社会福祉課

基本指針4 障がいのある人の健康的な生活を支えよう

【現状と課題】

障がいのある方は、治療やリハビリテーションなどのため、定期的な受診を必要とすることが多く、健康的な生活を送り、生活の質の向上を目指す上では、保健・医療はとても大切です。

また、予防的観点として、障がいが生じる原因となりやすい生活習慣病を予防することや、将来要介護者へとつながりやすいリスクに着目し、予防的アプローチをすることも重要です。

【基本方針】

障がいのある方の健康の維持・増進を目指すため、関係各課と連携を図り、保健・医療サービスが適切に受けられるように支援します。

また、生活習慣病予防対策の強化や、将来要介護者へとつながりやすいリスクの早期発見・対応への取り組みを強化することで、市民の将来にわたる健康的な生活を支援します。

さらに、医療機関を受診しやすくし、障がいの原因となる疾病等の予防や治療機会の確保に努めます。

【施策の展開】

1. 年代や障がいの特性に応じた健康づくりを積極的に支援します

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
医療福祉費支給制度（マル福）により医療費の一部負担金を助成	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付者、特別児童扶養手当・障害年金の受給者のうち、障がいの等級、所得制限等の認定要件による該当者に対して受給者証を交付し、保険適用の自己負担分を助成しています。今後も同様に関係各課との連携により対象者の状況把握に努め、適正な支給を行います。	医療年金課
難病患者福祉見舞金を支給	保健所から交付されている「指定難病特定医療費受給者証」「小児慢性特定疾病医療受給者証」のいずれかを所持している方に、年間20,000円を支給しています。今後も継続して行います。	健康づくり推進課
未熟児養育医療費給付	身体の発育が未熟なまま生まれ、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する治療費の自己負担分の一部を公費により負担しています。今後も継続して行います。	健康づくり推進課
自立支援医療給付（育成医療・更生医療・精神通院）	障がいの程度を改善するための手術や通院等にかかる費用について、自己負担分の一部を公費により負担しています。今後は、医療機関等と連携し、制度のさらなる周知を図ります。	社会福祉課
健診時の相談支援、介護予防、生活習慣病予防の取り組み	障がいのあるなしに関わらず、健診時の相談、介護予防、生活習慣病予防等への取り組みを支援し、生活の質の向上を図ります。	健康づくり推進課

2. 夜間や休日の医療機関受診機会を確保します

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
夜間休日診療	医療機関と連携し、夜間や休日でも必要となときに診療を受けられる体制づくりを、今後も進めます。	健康づくり推進課

基本指針5 障がいのある人の地域社会の中での生活を支えよう

【現状と課題】

障がいのある人が地域で生活するために、福祉制度を利用するときは、利用者と事業者で対等な契約を結ぶようになっていきます。利用者自身や家族には、福祉サービスを選択するため、その内容や質などを見極める力が必要です。サービスを提供する事業所には、個々の障がい者のニーズに応じて、サービスの量的・質的向上を図る必要があります。また、障がいの重度化、重複化、障がい者の高齢化等に対応する福祉サービスのあり方の検討や、対応可能な事業所の確保が重要です。

さらに、地域で人と人がつながりを持ち、地域活動に参加する機会を確保することは、障がい者にとって仲間づくりや生きがいづくりになるだけでなく、障がい者に対する社会の理解促進につながります。

【基本方針】

障がい者が、必要な障害福祉サービスを利用しながら、地域生活を送ることができるようにします。サービスの支給決定にあたっては、当事者自身の決定を大切に、支援の必要性に応じた適切な支給決定に努めます。

【施策の展開】

1. 相談の場を確保し、在宅介護や手話通訳など障がいのある人が地域で暮らすための支援を積極的に進めます

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
障がい者相談支援 (相談支援事業所)	障害福祉サービスを利用する障がい者について、相談支援事業所の専門相談員がサービス等利用計画(案)の作成、及びモニタリングなどを行い、障がい者の抱える課題の解決や、適切なサービスの利用に向けてケアマネジメントを行うサービスです。今後も相談支援事業所の確保に努めるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所に対して働きかけを行います。	社会福祉課
自立支援給付	障害者総合支援法に基づき、18歳以上の障がい者に対し、居宅サービス、日中活動の場、住まい等について支援を受けるための費用を給付します。予算の確保に努め、継続して必要な支援を提供できるように努めます(自己負担1割あり)。 訪問系サービス…自宅にヘルパーが訪問し、必要なサービスを提供します。 日中活動系サービス…施設などへ通所し、昼間の支援や就労に向けての訓練を受けます。 居住系サービス…グループホーム、入所施設など住まいを確保します。 → ※詳しくは、第3部障がい福祉計画へ	社会福祉課
補装具費給付	障害者総合支援法に基づき、身体障がい者手帳を持つ障がい者・児・難病患者等に対し、必要な補装具費を給付します。予算の確保に努め、継続して必要な支援を提供できるように努めます。	社会福祉課

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
地域生活支援事業	障害者総合支援法の中で、自立支援給付、補装具費給付が全国同一の基準で行うサービスであることに対し、地域生活支援事業は市で地域の実情に応じて提供する福祉サービスです。主な事業に、地域活動支援センター事業、日常生活用具給付事業、日中一時支援事業、移動支援事業等があります。予算の確保に努め、継続して必要な支援を提供できるように努めます。 ⇒ ※詳しくは、第3部障がい福祉計画へ	社会福祉課
有償在宅福祉サービス事業（ふれあいサービス）	在宅で生活する中軽度の障がいのある虚弱な方、その家族の日常生活上の負担軽減のため、会員方式で家事援助等を行っています。今後は、利用会員のニーズに応えられるよう、協力会員の確保及びサービスのさらなる向上を図ります。	社会福祉協議会

2. 福祉事業所と連携し、福祉サービス提供の場を確保します

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
日中活動系サービスの充実	障害者総合支援法に基づく自立支援給付のうち、日中活動の場を提供する自立訓練、生活介護、就労移行支援、就労継続支援等について、市内で利用できる事業所の増加に努めます。 ⇒ ※詳しくは、第3部障がい福祉計画へ	社会福祉課
身体障がい者デイサービス事業	市内在住の身体に障がい(四肢麻痺・視覚・聴覚・内部機能)のある方に対して、総合福祉センター内で「訓練活動」や「生きがい活動」を行っています。今後も、市内在住の身体に障がいのある方の活動の場としての支援を継続的に行います。	社会福祉協議会
知的障害者デイサービスわくわく	市内在住の知的障がいのある方に対して、総合福祉センター内で生活訓練等を行っています。特別支援学校の卒業生を中心に毎年新たな利用者を受け入れています。現在は、障がいが重度の方がほとんどで施設全体が重度化してきています。今後は、重度の方でもその人らしい生活が送れるよう、サービスの質のさらなる向上に努めます。また、特別支援学校との連携を密にし、情報を共有して卒業後にスムーズに地域での生活に移行できる体制づくりを強化します。	社会福祉協議会

3. 福祉に関わる専門的な人材を育てます

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
自立支援協議会の活用	牛久市障害者自立支援協議会では、市内の障がい者福祉の現状を踏まえて、各専門部会による研修を実施しています。また、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを強化していきます。	社会福祉課
手話講習会等の実施	手話講習会や手話サロンを開催し、市民の聴覚障がい者に対する理解を深める機会を増やすとともに、手話の普及・啓発に努めます。	社会福祉課

第2部 第4次障がい者プラン

第2章 各施策の内容

4. 地域住民主体の福祉活動を支援します

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
地域福祉活動の支援	市社会福祉協議会への支援、地区社協への活動の場の提供等により地域福祉活動を支援しています。	社会福祉課
ふれあいサロン活動の推進	地域の身近なふれあいの場であるサロン活動を支援し、より多くの地域へ普及するよう努めています。今後は、多くの方がサロンに参加しやすいように、各サロン活動の周知に力をいれて取り組みます。	社会福祉協議会
地区社協との連携と支援	住民同士が助け合い、力を合わせて地域福祉活動を行う地区社協と連携し、地域の特徴を活かした活動が展開されるよう支援しています。さらに地域福祉活動が進められるよう、情報提供や連携の強化を図ります。	社会福祉協議会
ボランティア・市民活動センターの運営	ボランティア・市民活動を幅広く支援する活動拠点として、牛久市役所分庁舎に開設し、ボランティア相談や情報提供、協働活動を進めています。誰でも気軽に利用できるセンター運営を目指し、ボランティア・市民活動の普及に努めます。	社会福祉協議会
地域福祉活動助成事業	地域福祉の向上につながるボランティア・市民活動に対して、経費の一部を助成しています。幅広い団体等へ事業が浸透するよう、周知活動の強化に努めます。	社会福祉協議会
区民(自治)会館の開放	「たまり場」を実施している行政区は、令和2年4月現在で35行政区となり、年間2/3以上の開放を行うなどコミュニティ活動の拠点となっています。今後はさらに活動行政区が増えるよう、事業の促進を図ります。	市民活動課
集会所に備え付ける福祉用具購入費補助事業	心身障がい者の方が集会所を利用する上での便宜を図るため、行政区の福祉用具購入費の一部を補助しています。今後も集会所を利用しやすくなるよう支援に努めます。	市民活動課

基本指針6 住みよい地域社会を築こう

【現状と課題】

車社会の中で、特に街中では歩くための空間が少なく、危険な箇所が多くあります。また、歩道と車道との数センチの段差やゆっくり腰を下ろす場所のない公園など、改善の必要な公共的施設は多くあります。さらに障がい特性について地域からの理解が得られないため、トラブルになる場合もあります。平成 23 年の東日本大震災以降、災害時の対応は、多くの人の重要な関心事の一つとなっており、特に障がい特性に応じた支援体制の構築は喫緊の課題となっています。

【基本方針】

公共交通や公共的施設のバリアフリーだけでなく、障がいのある人が暮らしやすくなるよう市民の心のバリアフリーを進め、障がいがあるなしに関わらず安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【施策の展開】

1. 障がいがある人の暮らしやすい住環境をつくります

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
市営住宅への障がい者優先入居	市営住宅 7 カ所のうち、前山住宅は全てバリアフリーとなっています。また、障がい者優先枠を設け、手帳所持者が優先的に入居できる住宅もあります。今後、市営住宅を整備する際、また改修する際にはバリアフリーに配慮して進めます。	建築住宅課
グループホーム入居者と近隣住民の連携	グループホーム入居者と近隣住民がお互いを認め合って地域で生活できるよう、近隣住民に対し障がい者理解を促進するための働きかけを行います。	社会福祉課
グループホーム整備への補助	市内で新たにグループホームを設置し、市から支給決定された障がい者を入居させる場合、備品購入経費等を補助します。	社会福祉課
市役所庁舎敷地内駐車場における身体障がい者等の優先利用（市役所）	現在、市役所庁舎敷地内には、障がい者専用駐車スペースを 7 区画分設け、本庁舎、分庁舎、第 3 分庁舎、保健センターに近接する区画を優先的に配置しています。今後は、一般の来庁者等への周知啓発活動のため、館内掲示板等を利用し、障がい者優先利用への協力を呼び掛けを行います。	管財課
点字ブロックの確認、点検（市役所）	目の不自由な方のために点字ブロックを設置しています。点字ブロックの破損、劣化、及びブロック上、または付近の障害物の適宜確認を実施しています。定期的な点検を実施していくとともに、交換が必要なものについては速やかに対応していきます。	管財課
視覚障がい者用歩行誘導マットの敷設（市役所）	本庁舎については、2 階正面玄関から総合案内（センターブース）、及びエレベーターまで誘導マットを敷設しています。マットの剥離等、破損箇所を点検していくとともに、劣化マットは速やかに交換等を行います。また、建物の修繕、改修等の際、新たな箇所への誘導マット敷設についても、関係部署と連携しながら検討していきます。	管財課

第2部 第4次障がい者プラン

第2章 各施策の内容

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
利用しやすい施設運営 (中央生涯学習センター)	中央生涯学習センターでは、車いす、オストメイト機器の設置、障がい者用駐車場スペースの確保などを行っています。今後は、中央生涯学習センターの老朽化に伴う改修工事を進めていく中で、障がいのある方に配慮した計画を検討していきます。	生涯学習課
障がい者が利用しやすいように施設面での配慮を充実(中央図書館)	中央図書館では、点字ブロック、車椅子用学習スペース、障がい者用駐車スペースの確保等、障がいのある人が利用しやすい施設を心がけています。	中央図書館
公園のバリアフリー化	市内の公園には、出入口が階段だけ、また、車いす使用者が通過する際、支障となる段差(特に出入口の縁石・側溝蓋等)がある公園があります。また、身体障がい者対応個室のないトイレがあります。コミュニティの場である公園を、障がい者・高齢者等誰もが快適に利用できるように、今後公園を新たに整備、又は改修する際にはバリアフリー化の促進に努めます。	都市計画課 スポーツ推進課
ふれあい訪問収集	ごみ集積所に廃棄物を廃棄することに支障をきたしている高齢者、障がい者等の負担を軽減するため、自宅まで廃棄物を収集しに行き、併せて安否の確認を実施しています。今後も、福祉関連部門等と連携を取りながら事業の展開を図ります。	廃棄物対策課

2. 道路や交通安全施設を整え、安全で快適に移動できるようにします

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
ひとにやさしいまちづくり条例の指導	一定規模以上の公共的施設について、適用を受ける「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に関して、指導及び受付、経由を行い、高齢者や障がい者を含む全ての方が安心して快適に暮らせるまちづくりを促進します。	建築住宅課
牛久駅西口駅前のバリアフリー化を推進	公共施設である牛久駅西口駅前では、一部バリアフリー化されておらず、体の不自由な方の利用が困難な箇所があります。障がいのあるなしに関わらず全ての方が安心して、安全に利用できるように整備を目指します。	道路整備課
市内道路のバリアフリー化を推進	市内の道路は、バリアフリーに適合していない道路構造が多いため、構造をバリアフリーに適合させるように修繕・許可・指導等を行います。新規事業はもちろん、改修、補修等でもバリアフリーに適合した施工に努めます。	道路整備課
バリアフリーに対応した歩道を整備	新設する道路については、「牛久市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する条例」に基づき、安全に利用できるような整備を行います。	道路整備課

3. 障がいがある人の移動手段を確保し、行動範囲を広げるための支援をします

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
コミュニティバスかっぱ号のバリアフリー化	コミュニティバスかっぱ号は現在6台で運行し、全車ノンステップバスを導入しています。令和2年10月からは交通系ICカードも対応となり、誰もが利用できる公共交通を目指します。なお、かっぱ号には障がい者割引を設定しており、障がい者手帳をお持ちの方は一般料金の5割引で乗車できます。今後も、乗合タクシーうしタクと共に利用しやすい公共交通を提供します。	政策企画課
重度身体障がい者移送サービス	身体上の理由により、ひとりでの歩行が困難で、公共交通機関の利用が難しい方に対し、日常生活に必要な場合や社会参加を促進するため、会員方式で移送支援を行っています。協力会員の減少及び高齢化のため、協力会員の確保に力を入れ、継続してサービスの提供を行います。	社会福祉協議会
福祉タクシー利用料金助成	重度の障がい者が通院等で利用するタクシーの初乗り運賃を助成しています。今後は、障がい者の外出機会の増大につなげるよう、関係機関と連携し制度の周知を進めます。	社会福祉協議会
リフト付き車輛貸出	障がい者の社会参加を促進するため、リフト付き車輛を貸出しています。今後も車輛の貸出を継続して行います。	社会福祉協議会

4. 防災・防犯への理解を広め、緊急時の移動手段やコミュニケーション手段など障がいのある人の安全を積極的に守ります

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
緊急通報システム	ひとり暮らしで身体に重度の障がいがある方などを対象に、急病や火災などの緊急時に迅速に対応する緊急通報システム事業を実施しています。今後も事業を継続して行います。	高齢福祉課
障がい児への交通安全教室	こども発達支援センターのぞみ園や就労支援施設で交通安全教室を開催しています。今後も継続して教室を開催するとともに、内容の充実を図ります。	地域安全課
警察職員への普及啓発	牛久市障害者連合会の警察署訪問活動を支援し、警察職員に対し、障がい特性や障がい者理解についての普及啓発活動を継続して行います。	社会福祉課
見守り台帳（要援護者台帳）の整備と関係機関への提供	日頃から重度障がい者等を地域で見守るため、本人又は家族からの同意を得て見守り台帳を作成し、消防署・警察・自治会・民生委員等に台帳を提供しています。今後はさらに、同意を得られていないが支援が必要と思われる方へ登録を呼びかけるとともに、避難行動要支援者名簿の整備や、災害時に障がい者や高齢者等の安全確保対策が的確に行われるよう努めます。	防災課 社会福祉課
地域防災計画の中への障がい者位置づけ	地域防災計画の中で、災害時における障がい者の支援について位置づけています。また、災害時には福祉避難所を開設し、障がい特性に応じた支援を受けられるよう支援体制を強化します。また、今後は、自力避難が困難な方への対応等について検討し、取り組みの強化に努めます。	防災課 社会福祉課

基本指針7 障がいのある人の文化的な生活を支えよう

【現状と課題】

障がい者にとって、文化芸術活動やスポーツへの参加機会は、ごく限られているのが現状です。障がいのあるなしに関わらず、文化芸術活動やスポーツを楽しむ機会を増やすことは、文化的な活動を通しての仲間づくり、生きがいづくりや体力アップにつながります。今後は、障がい者が参加できる活動を増やし、障がいのある人の生活の質の向上に向けた取り組みを実施することが重要です。

【基本方針】

障がいのある人が、地域で文化芸術活動やスポーツができる環境を整えてまいります。

【施策の展開】

1. 生涯学習の機会づくりや文化施設の利用を積極的に進め、活発な教養・文化活動・国際交流を支援します

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
生涯学習推進事業への参加促進	市民文化祭において、障がい者が製作した陶芸品・籐細工・絵画等を展示しています。今後も福祉コーナーを継続して、障がい者の発表の場の確保に努めます。	生涯学習課
生涯学習プログラム情報の提供	市内外の講座・イベント等の多種多様なニーズに対応できるように、情報を収集し、提供します。	生涯学習課
学習機関や文化団体の情報提供	生涯学習施設として、学校施設や地域施設、生涯学習センター等の活動情報を収集し、提供します。	生涯学習課
生涯学習講座の開設	いきいきライフ講座や企画講座、体験活動等を企画し、生涯学習活動への参加を促します。	生涯学習課
文化イベントへの参加促進と文化芸術活動の発信	障がい者が参加しやすいよう配慮した文化イベントが開催できるよう努めます。 また、障がい者の文化芸術活動において、積極的に発表等ができる環境の整備に努めます。	文化芸術課
アクセシブルな書籍（大活字体・点字図書等）・字幕付き映像ソフトの充実	アクセシブルな書籍（大活字本や点字図書等）や字幕の入った映像ソフト等を充実させ、障がいのある方へ提供していきます。今後は、アクセシブルな電子書籍等（音声読み上げ対応の電子書籍・デイジー図書・オーディオブック等）の導入を検討していきます。	中央図書館
録音図書を収集する	年6回、朗読ボランティアにより、録音図書を発行しています。今後も継続して行います。	中央図書館
拡大読書器・音声読書器の設置	中央図書館では拡大読書器1台と音声読書器を1台設置しており、目の不自由な人も読書しやすい環境づくりをしています。	中央図書館
宅配サービス	心身等の障がいなどで図書館に来館できない方へ、図書館資料の配達サービスを行っています。	中央図書館

2. スポーツ・レクリエーション活動の機会づくり、体育施設の利用を積極的に進め、指導員養成や活 発なスポーツ・レクリエーション活動を支援します

主な取り組み	取り組みの展開方向	担 当
市内運動施設の利用 推進	障がい者手帳を所持されている場合は減免扱いとし、市内の運動施設を利用しやすくしています。今後は、市の所有している健康器具を有効活用してもらい、少しでも障がい者の健康増進に役立てるような環境整備を検討していきます。	スポーツ推進課
かっぱ祭り、Wai ワイ まつりなどのイベン トへの団体参加	市内で開催される「うしくかっぱ祭り」や「うしくWaiワイまつり」において、障がい者団体も参加できるようにしています。引き続き、他の団体等と同様の条件での、障がい者団体のイベント参加を継続していきます。	商工観光課
障がい者スポーツ大 会参加	障がい者を対象とした県内のスポーツ大会について、開催の広報や参加者とりまとめ、引率等を行っています。今後は、より多くの方にご参加いただけるよう、大会の周知に努めます。	社会福祉課

基本指針8 障がいのある人を支える仕組みをつくろう

【現状と課題】

障がい者が相談をする場合、保健・医療・福祉といった分野ごとや、子ども・社会人・高齢者など年代別に対象者が限定されていたり、悩みが複雑なために相談しにくいという状況があります。自分では「これは障がいに関する相談だ」とは感じずに、身近な方へ相談している場合もあります。「障がいに関する相談だ」と分かっているにもかかわらず、どこに相談してよいか分からない場合や、相談窓口まで出かけられない、自分で相談窓口へ連絡を取ることがためらわれるという場合もあります。

また、相談の窓口は行政や社会福祉協議会、民間事業所などに、さまざまあり、場合によっては関係機関が連携して問題解決にあたる必要があります。今後は、来所相談だけでなく、電話や訪問による相談ができる仕組みづくり等、相談支援体制の強化が重要です。

さらに、障がい福祉を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、市として新たな地域課題に迅速に対応していく必要があります。

【基本方針】

障がい者が福祉全般の相談を、できるだけ身近な地域で気軽にできるよう、総合相談の体制作りを進めます。また、より複雑化した問題を解決するための専門相談の機会を増やします。また、牛久市障害者自立支援協議会を設置し、新たな地域課題の対応について協議します。

【施策の展開】

1. 相談・情報提供の充実を図ります

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
総合的な相談体制の整備	障がい福祉に関する全般的な相談は社会福祉課で受け付けています。行政、民間事業所、民生委員児童委員、地域包括支援センター等で受けたさまざまな相談について、関係機関と連携して対応します。	社会福祉課
障がい者なんでも相談	障がい者本人や障がいのある人の家族等、障がいについて理解のある「障がい者相談員」が相談に応じます。予約制です。	社会福祉課
こころの健康相談	精神科の医師による相談を毎月1回実施しています。事前予約が必要です。	社会福祉課
男女のための悩みごと相談	相談員による男女のための悩みごと相談を毎週月曜日に実施しています。電話予約制の面談相談です。	市民活動課
アルコール相談	アルコールの問題を抱える本人やご家族からの相談に応じ、必要な場合は、専門機関等への橋渡しを行っています。	社会福祉課
民生委員児童委員による相談	地域の身近な相談役として、行政や専門機関へのパイプ役を務めています。また、地域に関わる課題については、自治会やボランティアなどとともに対策を検討し対応しています。	社会福祉課

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
総合相談「あんしんほっとライン」の充実	市民の相談窓口として、近所とのトラブルや家庭内の問題などの相談に対し、必要に応じて専門機関等へつなぎ導いています。今後は各関係機関・団体等との連携強化を図り、市民の生活課題を早期発見し、解決に結びつけていきます。	社会福祉協議会
障がい者相談支援事業所エール	市内在住の障がいのある方やその家族などからの相談を電話や来所で受けています。また、福祉サービス利用計画の作成も行っています。今後は相談機能を強化し、さまざまな社会資源と連携を図り、より適切な支援の提供に努めます。	社会福祉協議会
民間の指定相談支援事業者との連携	障がい福祉サービスの利用に関する相談を、民間の相談支援事業者と連携して行います。	社会福祉課
介護保険との連携	介護保険が適用になる障がい者が、障がい福祉サービスの利用を希望するときは、地域包括支援センターやケアマネジャー等と連携し、必要なサービスを給付していきます。また、65歳以上の精神障がい者で長期入院している方が退院し在宅へ戻る際には、障がい福祉サービスや介護保険サービスを円滑に利用できるよう、相談体制の強化に努めます。	高齢福祉課 社会福祉課
難病患者への支援	難病患者が障がい福祉サービスの利用を希望するときは、相談支援事業所と連携し、本人の決定を尊重して必要なサービスを給付しています。また、難病患者に対する福祉制度は今後も対象拡大が予測されます。広報紙やホームページを活用し、適切な情報提供に努めます。	社会福祉課
発達障がい者への支援	発達障がいに関する正しい知識の普及に努めるとともに、それぞれの障がい特性やライフステージに応じた支援を民間の相談支援事業者等と連携しながら行います。	社会福祉課
障がい者虐待防止に関する相談支援	障がい者虐待に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、虐待案件に対しては、障がい者本人の身の安全を第一に考え、関係機関と連携して対応していきます。また、家庭内での虐待については、養護者に対するきめ細かな相談支援等を行い、虐待の防止につなげる取り組みを行います。	社会福祉課
消費生活相談の実施	障がい者は消費者トラブルにあっても、だまされていることに気づきにくい、なかなか周囲に相談できないという傾向があり、結果として大きな被害になりがちです。消費生活相談の窓口では、障がい者からの相談にきめ細かく対応していきます。	商工観光課

第2部 第4次障がい者プラン

第2章 各施策の内容

2. 保健・医療・福祉の関連機関と連携し、支援体制を整えます

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
関連機関との連携・ケース会議の実施	障がいのある人の地域生活等について、保健・医療・福祉・教育など、さまざまな関係機関と連携し、支援について検討しています。近年は、障がい者本人への支援だけでなく、家族の共倒れを防ぐために、家族ぐるみでどのように支援をするかを検討する事例が増えています。今後は関係機関とのさらなる緊密な連携を図り、より良い支援の提供に努めます。	社会福祉課 他

3. 障がいのある人への施策を計画的に進めます

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
障がい者プラン・障害福祉計画策定と進行管理	障がい者プラン・障害福祉計画を策定し、障がい者福祉の向上に努めます。また、関係機関の連携の緊密化、地域の実情に応じた体制整備を図るため、牛久市障害者自立支援協議会を設置し、計画の進行管理や新たな障がい福祉課題への対応の検討を行います。	社会福祉課

4. 差別を解消し、権利擁護を進めます

主な取り組み	取り組みの展開方向	担当
障がい者差別解消への取り組み	平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」について、市民や事業者への普及啓発に努めるとともに、市職員に対しては研修等を行い、障害者差別解消法の対応に率先して取り組みます。	社会福祉課
障がい者虐待防止法への取り組み	虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることのないよう、虐待の予防に努めるとともに、虐待を受けた障がい者の保護や支援のため、関係機関との連携強化や支援体制の整備に努めます。	社会福祉課
成年後見サポートセンターの運営	判断能力の低下に不安のある方、その家族に対し、適切な制度の活用に向けた相談対応や広報啓発活動を行っています。今後は、スムーズな制度の申立てが行えるよう家庭裁判所や関係機関との連携をさらに強化し、ご本人や相談者の状況に合わせた対応の強化に努めます。	社会福祉協議会
福祉サービス利用援助	知的障がい、精神障がいのある方が、地域で安心して生活するために、福祉サービスの利用手続き、日常の金銭管理などのお手伝いをしています。今後は、相談内容に応じて、各関係機関との連携強化を図り、課題解決に努めます。	社会福祉協議会

第3部 第6期障がい福祉計画・
第2期障がい児福祉計画

第3部 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

第1章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果目標

1. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

◆国の基本指針

1. 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
2. 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

このような状況を踏まえて、市では、地域生活への移行が円滑に進むよう、入所施設等の協力を得ながら、地域で暮らす受け皿として必要なグループホーム等の整備促進や、地域生活の実現に向けた相談支援に取り組みます。

また、障がい者が地域で生活するうえでは、就労の場の確保や地域との関わりが欠かせないことから、障がい者に対する地域の理解が深まるよう、地域住民と障がい者が交流する機会を設けるなど、啓発・広報活動に積極的に取り組みます。

令和元年度末の施設入所者数50人に対し、令和5年度末までに、目標値を6.0%、3人の削減を見込みます。

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度末の施設入所者数	—	50人	平成元年度末の施設入所者数
令和5年度末における地域生活移行者数	3人 (6.0%)	—	令和元年度末時点の施設入所者数50人のうち、令和5年度末までに6%（3人）以上の人を地域生活に移行する

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

◆国の基本指針

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、当該整備状況を評価する指標として、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均に関する令和5年度における目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

【県の目標の考え】

項目	目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
退院後1年以内の地域平均生活日数		317日	317日	317日

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをするためには、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合い・教育を包括的に整備する必要があります。関係機関と協力して、支援体制の構築に努めます。

② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

◆国の基本指針

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

【県の目標の考え】

項目	目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年以上長期入院患者数（65歳以上）		1,529人	1,449人	1,368人
1年以上長期入院患者数（65歳未満）		1,476人	1,383人	1,290人

精神保健医療福祉体制の基盤の整備について、県と連携して取り組み、精神科病院で長期入院している精神障がい者の地域生活への移行及び定着支援に努めます。

③ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）

◆国の基本指針
 令和5年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

【県の目標の考え】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
入院後3か月時点の退院率 (H30.6.30 現在 66.3%)	目標	67.8%	68.4%	69.0%
入院後6か月時点の退院率 (H30.6.30 現在 80.9%)		83.9%	84.9%	86.0%
入院後1年時点の退院率 (H30.6.30 現在 87.4%)		90.1%	91.0%	92.0%

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、精神保健医療福祉体制の基盤の整備について、県や関係機関と連携して取り組みます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

◆国の基本指針
 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等	0か所	0か所	1か所

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障がい者を地域全体で支えるためのサービス提供体制（①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり）の5つの機能を備えた地域生活支援拠点について、令和5年度末までに整備することを目標とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

◆国の基本指針

令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

本市における令和元年度中に就労移行支援事業(生活介護、自立訓練、就労移行訓練、就労継続支援)の福祉施設を退所し、一般就労へ移行した人数は自立訓練(生活訓練)から19人となっています。これらのことから、令和5年度中に福祉施設から一般就労する人数は25人、令和元年度と比べ1.3倍を見込みます。

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	—	19人	福祉施設を退所して令和元年度に一般就労した人数
令和5年度の一般就労移行者数	25人	—	福祉施設を退所して令和5年度に一般就労する人数
就労移行支援事業の一般就労移行者数	13人	10人 (令和元年度)	就労移行支援事業を利用して令和5年度に一般就労する人数
就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	8人	6人 (令和元年度)	就労継続支援A型事業を利用して令和5年度に一般就労する人数
就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	4人	3人 (令和元年度)	就労継続支援B型事業を利用して令和5年度に一般就労する人数

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等**① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実****◆国の基本指針**

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センター	0か所	0か所	1か所

保育所等訪問支援については、現在、市内1事業所がサービスを提供しています。今後も事業所のさらなる確保にむけた働きかけを行ってまいります。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**◆国の基本指針**

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

市内には、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が2カ所あり、その他、重症心身障がい児に対応可能な児童発達支援事業所は1カ所あります。今後も事業所のさらなる確保にむけた働きかけを行ってまいります。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置**◆国の基本指針**

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

医療的ケア児支援の充実は県や近隣市町村においても、重要な課題のひとつです。

医療的ケア児が、地域において適切な支援が受けられるよう、県や近隣市町村と協力して支援体制の構築に努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

◆国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。総合的・専門的な相談支援の項目では障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。

項目	考え方
総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センターの設置	0か所	0か所	1か所

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の整備や地域の相談支援事業者との連携関係の強化を図るため、令和5年度末までに基幹相談支援センターを設置することを目標とします。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

◆国の基本指針

令和5年度末までに、別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

別表第一の十

項目	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。

障害福祉サービスの種類が多様化するとともに、多くの事業所が参入しており、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくための体制づくりが求められています。市では、こうした状況に対応していくため、県等が実施する研修に積極的に参加し、職員の知識等の習得に努めます。また、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果や県と合同で行う指導監査等を通して、事業所の運営について適切に指導してまいります。

第2章 障がい福祉計画（第6期）

1. 障がい福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策

（1）訪問系サービス

訪問系サービスには、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	・障がい者(身体・知的・精神) ・障がい児	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等の身体介護や家事援助を行います。
重度訪問介護	・重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に、居宅で食事等の身体介護や調理等の家事援助、外出時の移動支援等を行います。
同行援護	・視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等	視覚障がいのある方の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。
行動援護	・自閉症、てんかん等のある重度の知的障がい児・者、統合失調症等のある重度の精神障がい者で常時介護を要する人	自傷、徘徊等の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。
重度障がい者等 包括支援	・ALS(筋委縮性側索硬化症)患者などの極めて重度の身体障がい者 ・強度行動障がいのある極めて重度の知的障がい者、極めて重度の精神障がい者	極めて重度の障がいのある方に居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

訪問系サービスの1か月当たり延べ利用時間見込み

サービス種別	単位	実績			実績見込み	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護	人	57	60	63	59	66	69	73
	時間	771	840	988	904	1,038	1,092	1,148
重度訪問介護	人	5	5	5	5	5	5	5
	時間	1,514	1,609	823	675	1,609	1,609	1,609
同行援護	人	10	11	11	7	11	12	12
	時間	100	105	118	66	123	130	136
行動援護	人	1	1	1	0	1	1	1
	時間	4	4	4	0	4	4	4
重度障がい者 等包括支援	人	0	0	0	0	1	1	1
	時間	0	0	0	0	32	32	32

（各年度3月提供実績及び提供見込）

※人：実利用者数

サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 各サービスとも、今後の見込みを踏まえ、継続してサービス提供体制の確保と新規事業者の参入を進めていく必要があります。
- 重度障がい者等包括支援については牛久市を含め近隣市町村にサービス事業所がないのが現状であるため、情報の収集及び提供に努めます。
- サービスを必要とする人の把握に努め、利用希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう情報提供を行います。

（2）①日中活動系サービス（生活介護等）

日中活動系サービス(生活介護等)には、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
生活介護	・常時介護を必要とする障がい者で、障害支援区分が区分3以上の人 (施設に入所する場合は、区分4以上)	常時の介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	・地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上のため、支援が必要な障がい者	一定期間、地域生活に必要な身体機能の向上を目的とする訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な障がい者	一定期間、地域生活に必要な生活能力の向上を目的とする訓練を行います。
就労移行支援	・65歳未満で一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる障がい者	一般企業等への就労を希望する65歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上を目的とした訓練、就活支援、職場定着支援を行います。
就労継続支援 (A型) 【雇用型】	・65歳未満で就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者で、就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、就労経験があり、一般企業を離職した人	一般企業等での就労が困難な65歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、その他の就職に必要な知識の取得及び能力の向上を目的とした訓練を行います。
就労継続支援 (B型) 【非雇用型】	・就労の機会を通じて、生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される障がい者で、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人、一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難となった人、50歳に達している人、企業等の雇用や就労移行支援、就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識の取得及び能力の向上を目的とした訓練を行います。
就労定着支援	・就労移行支援等を利用し一般就労へ移行した障がい者で、就労によって環境が変化したことにより、生活面などに課題が生じている人	相談支援を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

①日中活動系サービス（生活介護等）の1か月当たり延べ利用時間見込み

サービス種別	単位	実績			実績見込み	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活介護	人	93	92	100	104	103	107	111
	時間	1,820	1,786	1,934	2,035	2,007	2,084	2,163
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	1	2	3	4	5
	延べ日数	0	0	1	31	43	58	72
自立訓練 (生活訓練)	人	20	21	12	12	21	21	21
	延べ日数	335	391	213	217	391	391	391
就労移行支援	人	19	26	24	23	27	31	36
	延べ日数	357	484	421	374	482	552	633
就労継続支援 (A型)	人	56	62	64	52	68	73	78
	延べ日数	1,098	1,222	1,241	1,048	1,327	1,420	1,519
就労継続支援 (B型)	人	127	128	140	149	147	154	162
	延べ日数	2,013	2,018	2,242	2,578	2,355	2,475	2,601
就労定着支援	人	0	0	2	10	11	11	11
	延べ日数	0	0	2	10	11	11	11

(各年度3月提供実績及び提供見込)

※人：実利用者数

（2）②日中活動系サービス（療養介護）

日中活動系サービス(療養介護)には、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・入院中かつ常時介護を必要とする障がい者 で、ALSなどにより呼吸管理を行っており、障害支援区分が区分6以上の人 ・筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者 で、障害支援区分が区分5以上の人 	医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護、日常生活の支援を行います。

②日中活動系サービス（療養介護）の1か月当たり延べ利用時間見込み

サービス種別	単位	実績			実績見込み	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
療養介護	人	10	10	10	10	10	10	10
	延べ日数	301	302	303	310	306	306	306

（各年度3月提供実績及び提供見込）

※人：実利用者数

（2）③日中活動系サービス（短期入所）

日中活動系サービス（短期入所）には、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
短期入所 （福祉型）	・障害支援区分が区分1以上である障がい者 ・障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児	居宅で介護する方が病気等の場合に、障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
短期入所 （医療型）	・遷延性意識障害児・者、ALS等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者 ・重症心身障がい児・者	居宅で介護する方が病気等の場合に、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

③日中活動系サービス（短期入所）の1か月当たり延べ利用時間見込み

サービス種別	単位	実績			実績見込み	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
短期入所 （医療型）	人	2	2	2	0	2	2	2
	延べ日数	2	4	6	0	6	6	6
短期入所 （福祉型）	人	17	16	16	20	16	16	16
	延べ日数	184	121	135	192	175	175	175

（各年度3月提供実績及び提供見込）

※人：実利用者数

サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 近隣自治体等と連携し、市内に限らず、市外事業所でもサービスが提供できるよう努めます。また、サービス提供事業者とも連携し、利用ニーズに応えるサービスが提供できるように、利用定員の拡充と新たな事業所の参入を促進していきます。
- 就労移行支援については、障がい者の一日も早い自立生活を目指すために、サービス内容や対象者について十分な情報を提供できるよう努めます。
- 特別支援学校の生徒等、就労継続支援B型事業を利用するにあたっては、あらかじめ就労移行支援事業を利用してアセスメントを行うことが必須になっています。特別支援学校及び関係機関等と連携を図り、サービス内容や対象者について十分な情報を提供できるよう努めます。

（3）居住系サービス

居住系サービスには、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
共同生活援助 (グループホーム)	・障がい者(身体・知的・精神)で、日中活動系サービス等を利用している人 ・障がい者(身体・知的・精神)で介護を必要とせず、就労している人	主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の必要な援助を行います。
施設入所支援	・介護を必要とする障がい者(身体・知的・精神)で、障害支援区分が区分4以上の人	主に夜間において、入所施設で、相談、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な支援を行います。
自立生活援助	・障害者支援施設やグループホーム等を利用して障がい者でひとり暮らしを希望する人	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした方に一定期間、定期的な巡回訪問等を行い、課題解決に向けた相談・助言等を行います。
宿泊型自立訓練	・障がい者(知的・精神)、難病患者等で、自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している人等であって、地域移行に向けて、居住の場において生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な人	利用者が居室その他の設備を利用しながら、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活訓練、入浴、整容、着替えなどの支援、生活等に関する相談、助言、健康管理等を行います。

居住系サービスの1か月当たり延べ利用時間見込み

サービス種別	単位	実績			実績見込み	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
共同生活援助	人	55	58	65	73	70	76	83
施設入所支援	人	51	51	50	49	49	49	48
自立生活援助	人	0	0	6	0	1	1	1
宿泊型自立訓練	人	8	7	4	2	7	7	7
	延べ日数	205	203	91	62	203	203	203

(各年度3月提供実績及び提供見込)

※人：実利用者数

サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 今後もサービス提供体制の確保を図り、新規事業者の参入を進めていく必要があります。
- 入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、グループホーム等の社会資源の拡充、個別の生活支援の強化に努めます。
- 施設入所支援については、サービスを必要とする人が利用できるように、市内外の事業所と連携を図りながら居住の場の確保に努めます。

（4）相談支援

相談支援には、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	実施内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請の際、利用者の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向等を踏まえてサービス等利用計画案を作成します。支給決定後はサービス事業者等と連絡調整を行い、計画を作成します。 また、継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行うとともに、必要に応じて支給決定申請の勧奨を行います。
地域移行支援	18歳以上の障がい者支援施設の入所者、精神科病院の入院者等に、地域生活への移行のための活動に関する相談や外出時の同行支援、住居確保等を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしをしている障がいのある方等を対象に、常時支援をするための連絡体制を整備します。

年間の相談支援実利用者数見込み

サービス種別	単位	実績			実績見込み	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画相談支援	人	429	445	459	464	474	491	507
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0	3
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0	3

（各年度3月提供実績及び提供見込）

サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 障がい種別に関わらず対応できる幅広い専門知識を備えた相談支援専門員を育成するため、県や関係機関等で実施する研修会への積極的な参加促進を図ります。
- すべての利用者に適切な利用計画が作成されるように、特定相談支援事業所の確保を図ります。

第3章 障がい児福祉計画（第2期）

1. 障がい児福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策

（1）障がい児通所支援（未就学児）

障がい児通所支援（未就学児）には、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
児童発達支援	・就学前の障がい児やその家族	児童発達支援センター・児童発達支援事業所において、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。また、障がいのある子どもを育てる家族に対して情報の提供や助言等の支援を行います。
保育所等訪問支援	・保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある児童	障がい児施設で指導経験のある児童指導員・保育士等が保育所等を訪問し、障がい児本人と訪問施設のスタッフに対して、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	・上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある児童	医療型児童発達支援センター又は指定医療機関において、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	・重症心身障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

障がい児通所支援（未就学児）の1か月当たり延べ利用時間見込み

サービス種別	単位	実績			実績見込み	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	人	151	159	165	148	172	180	188
	延べ日数	430	526	635	602	663	693	725
保育所等 訪問支援	人	11	12	7	3	12	12	12
	延べ日数	53	49	40	3	49	49	49
医療型児童 発達支援	人	0	0	0	0	1	1	1
	延べ日数	0	0	0	0	5	5	5
居宅訪問型 児童発達支援	人	-	-	0	0	2	3	4
	延べ日数	-	-	0	0	10	15	20

（各年度3月提供実績及び提供見込）

※人：実利用者数

サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 児童発達支援については、サービス提供体制の確保を図るとともに、「児童発達支援ガイドライン」の周知について、関係機関と協力していきます。
- 医療型児童発達支援については、サービス内容や対象者について十分な情報を提供できるよう努めます。
- 近隣市、関係機関と連携を図り、サービス供給量の確保に努めます。

（2）障がい児通所支援（学齢期）

障がい児通所支援（学齢期）には、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
放課後等 デイサービス	・就学している障がい児	放課後や夏休み等の長期休暇中に、施設等において生活能力向上のための訓練等を実施するとともに、居場所づくりを行います。

障がい児通所支援（学齢期）1か月当たり延べ利用時間見込み

サービス 種別	単位	実績			実績見込み	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
放課後等 デイサービス	人	79	100	108	98	126	148	174
	延べ日数	940	1,195	1,331	1,270	1,561	1,831	2,147

（各年度3月提供実績及び提供見込）

※人：実利用者数

サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 放課後等デイサービスについては、サービス提供体制の確保を図るとともに、「放課後等デイサービスガイドライン」の周知について、関係機関と協力していきます。

（3）障がい児相談支援

障がい児相談支援には、次のようなサービスがあります。

サービスの種別	主な対象者	実施内容
障がい児相談支援	・障がい児通所支援を利用する障がい児	サービス等利用計画(案)の作成、モニタリングなどにより、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図ります。

年間の障がい児相談支援の実利用者数見込み

サービス種別	単位	実績			実績見込み	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい児相談支援	人	89	105	126	137	140	155	170

（各年度3月提供実績及び提供見込）

サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 県の研修の案内等を行いながら、相談支援専門員の数の確保と質の向上を図り、利用希望者のニーズにこたえられるよう、県や近隣市町村と協力し、利用できる事業所の確保に努めてまいります。

第4章 地域生活支援事業

1. 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策

(1) 相談支援事業

市に、障がいに関する専門的な相談支援を行う精神保健福祉士や社会福祉士を配置し、障がい者や家族、事業所等からの様々な相談に対応できるよう努めます。相談支援事業としては、市直営での対応に加え、牛久市社会福祉協議会への委託による実施もしています。

また、個別に対応することが困難なケースについては、「牛久市障害者自立支援協議会」等において協議、調整を行います。

さらに、サービス等利用計画を策定可能な民間の相談支援事業者と連携し、相談窓口の数・受付時間の拡充や相談業務の充実を図ります。

サービス種別	単位	実績			実績見込み 令和2年度 (2020年度)	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2	2

(各年度3月提供実績及び提供見込)

(2) 意思疎通支援事業

利用を希望する人に対して、継続してサービスが提供できるよう人材の育成や予算の確保に努めます。

サービス種別	単位	実績			実績見込み 令和2年度 (2020年度)	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	件	91	94	114	88	114	114	114
手話通訳者設置事業	日	243	243	243	240	243	243	243

(各年度3月提供実績及び提供見込)

※手話通訳者設置事業は市役所平日開所日数としています。

(3) 日常生活用具費給付事業

利用を希望する人に対して、継続してサービスが提供できるよう予算の確保に努めます。令和2年度には、在宅で生活している医療的ケアが必要な人に対し、災害時の停電時に備えて、発電発電機を対象品目として追加しました。新たな取り扱い品目については国、県、近隣市町村の動向や各団体等の要望を踏まえ、検討してまいります。

サービス種別	単位	実績			実績見込み	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日常生活用具費給付事業	件	1,405	1,491	1,507	1,504	1,561	1,617	1,675
内訳	①介護・訓練支援用具	件	4	1	1	1	1	1
	②自立生活支援用具	件	9	8	4	0	4	4
	③在宅療養等支援用具	件	8	2	5	0	6	9
	④情報・意思疎通支援用具	件	10	8	5	1	5	5
	⑤排泄管理支援用具	件	1,372	1,469	1,489	1,496	1,551	1,617
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件	2	3	3	0	3	3

(各年度3月提供実績及び提供見込)

(4) 移動支援事業

利用希望者に対して、継続してサービスが提供できるよう事業所の確保や予算の確保に努めます。

サービス種別	単位	実績			実績見込み	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
移動支援事業	人	18	19	21	16	22	24	26
	延べ日数	86	85	77	88	83	90	97

(各年度3月提供実績及び提供見込)

※人：月間実利用者数

(5) 地域活動支援センター事業

利用を希望する人に対して、継続してサービスが提供できるよう事業所の確保や予算の確保に努めます。

サービス種別	単位	実績			実績見込み	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域活動支援センター事業	か所	2	3	3	3	3	3	3
	人	757	606	549	531	549	549	549
内訳	市内施設	か所	1	2	2	2	2	2
		人	458	362	345	315	345	345
	市外施設	か所	1	1	1	1	1	1
		人	299	244	204	216	204	204

(各年度3月提供実績及び提供見込)

※人：月間延利用者数

(6) 日中一時支援事業

利用を希望する人に対して、継続してサービスが提供できるよう事業所の確保や予算の確保に努めます。

サービス種別	単位	実績			実績見込み	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日中一時支援事業	か所	15	21	22	21	22	22	22
	人	686	787	846	542	900	958	1,019
内訳	障がい者	か所	4	4	7	7	7	7
		人	302	320	358	225	390	425
	障がい児	か所	11	19	18	12	18	18
		人	384	467	488	317	510	533

(各年度3月提供実績及び提供見込)

※人：月間延利用者数

(7) 訪問入浴サービス事業

利用を希望する人に対して、継続してサービスが提供できるよう事業所の確保や予算の確保に努めます。

サービス種別	単位	実績			実績見込み	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問入浴サービス事業	か所	3	3	3	3	3	3	3
	人	100	76	72	29	82	82	82
内訳	障がい者	か所	3	3	3	3	3	3
		人	94	76	72	29	72	72
	障がい児	か所	1	0	0	0	1	1
		人	6	0	0	0	10	10

(各年度3月提供実績及び提供見込)

※人：月間延利用者数

(8) その他の地域生活支援事業

次の事業については、事業の性格上、数値目標等は設けませんが、障がい者の地域生活を支援することを目的として実施していきます。

① 理解促進研修・啓発事業

当事者団体である牛久市障害者連合会、自立支援協議会や関連機関と連携して、地域住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための啓発活動を実施します。

② 自発的活動支援事業

牛久市障害者連合会への活動支援を行い、障がい者やその家族が主体となって実現する社会参加活動を支援します。また、重度障がいのある方を地域で見守る仕組みをつくるため、「見守り台帳」への登録を呼びかけてまいります。

③ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい者や精神障がい者について、親族がない等の理由がある場合には、市長による申立てを実施するとともに、低所得者の方に対して、申立てに要する経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

④ 成年後見制度法人後見支援事業

牛久市社会福祉協議会の成年後見サポートセンター事業を支援し、知的障がい者や精神障がい者が成年後見制度を利用するときの相談や、親族以外の市民後見人・法人後見等を選定する場合の相談に対応できるようにします。

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

手話の普及啓発のための講習会を毎年開催し、基礎的な手話を使用できる人を増やします。

⑥ 点字・声の広報発行

広報うしく(毎月2回、1日、15日発行)の点字版、デイジー版を発行し、重度視覚障がい者のうち、ご希望される方へ郵送します。

⑦ 自動車運転免許取得・改造助成

ア. 自動車免許取得補助

4級以上の身体障がい者で、社会参加のために自動車運転免許を取得する人が教習所に通う際の費用の一部を助成します。

イ. 自動車改造費補助

1級又は2級の上肢、下肢又は体幹機能障がい者で、社会参加のために自分で運転する人が、自動車を運転しやすくなるように自動車のハンドル、ブレーキ等の改造に要した費用を助成します。(所得制限あり)

⑧ 重度障がい者移送サービス

重度障がい者又はそれと同等程度の障がいのある人であって、一般の交通手段を利用することが困難であると認められる人の社会参加が促進されるよう、リフト付き乗用車等を運行します。

⑨ 介護用自動車購入助成

1級又は2級の身体障がい者で、下肢または体幹機能障がいにより移動に際し車いす等を利用している在宅の人に対して、介護用自動車の改造等に要する費用を助成します。(所得制限あり)

⑩ 緊急時の居室確保事業

障がいのある人が、短期入所の利用が困難な場合に、緊急時の一時的な宿泊の場の提供をします。

資料編

資料編

1. 策定の経緯

期日	会議等	内容
令和2年8月28日 ～9月18日	アンケート調査	・アンケート調査は、約 3,000 件を抽出し、郵送により行う。(障がい者 2,500 件、一般 400 件、市内事業所 33 件)
令和2年9月30日	令和2年度第1回牛久市 障害者自立支援協議会	・牛久市第4次障がい者プランおよび第6期障がい福祉計画および第2期障がい児福祉計画の策定について ・福祉に関するアンケート調査(障がい者用・事業者用・一般用)について ・牛久市第4次障がい者プラン・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定スケジュール
令和2年10月26日	令和2年度第2回牛久市 障害者自立支援協議会	・牛久市第3次障がい者プランの実績報告 ・福祉に関するアンケート調査の概要 ・牛久市第4次障がい者プラン・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画骨子案
令和2年11月25日	令和2年度第3回牛久市 障害者自立支援協議会	・第2回書面協議質問事項定について ・福祉に関するアンケート調査(障がい者用・事業者用・一般用)の結果報告について ・牛久市第4次障がい者プランおよび第6期障がい福祉計画および第2期障がい児福祉計画(素案)について ・障がい福祉サービス等の目標値について
令和2年12月21日	令和2年度第4回牛久市 障害者自立支援協議会	・牛久市第4次障がい者プラン・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(案)について ・パブリックコメント(案)について
令和3年1月15日 ～2月15日	パブリックコメント	・パブリックコメントの実施
令和3年2月25日	令和2年度第5回牛久市 障害者自立支援協議会	・パブリックコメントの対応について

2. 自立支援協議会条例

○牛久市障害者自立支援協議会条例

平成 28 年 12 月 20 日

条例第 33 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)第 35 条及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 17 条の規定に基づき、障害者及び障害児等への支援体制整備を図るため、牛久市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公正性の確保に関すること。
- (2) 障害者及び障害児等への支援のあり方に係る協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定、審議及び調査等に関すること。
- (6) 障害者虐待の未然防止、早期発見及び早期対応に向けた体制構築に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別を解消するための取組みに関すること。
- (8) 専門部会等の設置及び運営に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(一部改正〔平成 30 年条例 8 号〕)

(組織)

第 3 条 協議会の委員は 30 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関
- (5) 市内の企業
- (6) 障害者団体
- (7) 学識経験者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮り、専門部会を置くことができる。

(ワーキングチームの設置)

第 8 条 協議会に、規則で定めるところにより、障害者計画の策定及び変更のために必要な調査及び資料を収集するため、ワーキングチームを置くことができる。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に牛久市障害者自立支援協議会の委員である者は、この条例の規定により委嘱された委員とみなす。

附 則(平成 30 年条例第 8 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

3. ワーキングチーム設置規則

○牛久市障害者計画検討ワーキングチーム設置規則

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 38 号

(設置)

第 1 条 牛久市障害者自立支援協議会条例(平成 28 年条例第 33 号)第 8 条の規定により、牛久市障害者計画検討ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を置く。

(一部改正〔平成 25 年規則 35 号・28 年 55 号〕)

(所掌事務)

第 2 条 ワーキングチームは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 障害者計画の審議のための情報収集、現状分析に関すること。

(2) その他障害者計画に関すること。

(委員)

第 3 条 ワーキングチームの委員は、別表に定めるもののうちから市長が選任又は任命する。

2 委員の任期は、牛久市障害者自立支援協議会における障害者計画の審議が終了するまでとする。

(一部改正〔平成 26 年規則 21 号・令和 2 年 23 号〕)

(運営)

第 4 条 ワーキングチームは、牛久市障害者自立支援協議会会長(以下「協議会会長」という。)の命により、障害者福祉担当課長が必要に応じて随時招集し、会議を総理する。

2 ワーキングチームの会議の結果は、協議会会長に報告するものとする。

(一部改正〔平成 26 年規則 21 号〕)

(庶務)

第 5 条 ワーキングチームの庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、ワーキングチームの運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 16 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 35 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 16 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日規則第 20 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則(平成 23 年 5 月 30 日規則第 30 号)

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 35 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 17 日規則第 4 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 8 月 4 日規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 26 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則(平成 28 年規則第 25 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年規則第 55 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 13 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年規則第 20 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 23 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

(全部改正〔平成 29 年規則 13 号〕、一部改正〔平成 31 年規則 20 号・令和 2 年 23 号〕)

部等名	課等名	人数	事務
市長公室	広報政策課	1 人	広報
経営企画部	政策企画課	1 人	総合計画
	財政課	1 人	財政計画
総務部	人事課	1 人	職員の配置、組織
	管財課	1 人	公共施設管理
	契約検査課	1 人	契約
市民部	市民活動課	1 人	地域コミュニティー
	システム管理課	1 人	地域情報化
	地域安全課	1 人	交通
	防災課	1 人	防災
保健福祉部	社会福祉課	7 人	障害福祉
	高齢福祉課	1 人	高齢者福祉
	こども家庭課	1 人	障害児福祉

	保育課	1人	障害児福祉
	健康づくり推進課	1人	保健施策
	医療年金課	1人	保険、医療、年金
環境経済部	廃棄物対策課	1人	ごみ収集
	農業政策課	1人	農業
	商工観光課	1人	就労、雇用
建設部	都市計画課	1人	バリアフリー
	建築住宅課	1人	バリアフリー、市営住宅
	道路整備課	2人	道路等環境整備
教育委員会	教育企画課	1人	障害児教育
	学校教育課	1人	障害児教育
	指導課	1人	障害児教育
	生涯学習課	1人	生涯学習
	文化芸術課	1人	文化活動
	スポーツ推進課	1人	スポーツ、レクリエーション
	中央図書館	1人	図書、ビデオ普及
社会福祉協議会		1人	地域福祉、ボランティア

4. 自立支援協議会委員名簿

【牛久市障害者自立支援協議会委員名簿】

氏名	所属	分野	備考
山本 光明	ほっとピア・サポート	相談支援事業者	会長
飯塚 亨	牛久市社会福祉協議会		副会長
横山 基樹	いなしきハートフルセンター	//	
長尾 智恵子	博慈園	障害福祉サービス事業者	
井口 光明	牛久さくら園	//	
松原 栄一	みのるの郷	//	
小澤 純也	おおぞら	//	
瀬戸 大気	ケアセンター梵	//	
大本 俊子	竜ヶ崎保健所	保健・医療関係者	
綿引 一美	美浦特別支援学校	教育・雇用関係機関	
石崎 好章	龍ヶ崎公共職業安定所	//	
井上 健	牛久青年会議所	市内の企業	
御代川 栄子	牛久市障害者連合会	障害者団体	
遠藤 むつよ	牛久市障害者連合会	//	
福田 進久	牛久市障害者連合会	//	
黒田 真由美	茨城県立医療大学	学識経験者	
谷本 敦史	牛久市民生委員児童委員協議会	その他市長が必要と認める者	
黒澤 克彦	牛久警察署	//	
椎名 猛美	牛久消防署	//	
野口 憲	牛久市区長会	//	

【旧委員】

氏名	所属	分野	備考
今田 敬	博慈園	障害福祉サービス事業者	

【事務局】

氏名	所属	備考
内藤 雪枝	保健福祉部長	
飯野 喜行	保健福祉部次長	
石塚 悟	社会福祉課長	
松島 由明	社会福祉課課長補佐	
小松 恭子	社会福祉課 主任	精神保健福祉士
横田 一郎	社会福祉課 主事	

5. ワーキングチーム委員名簿

【牛久市障がい者計画検討ワーキングチーム名簿】

課 名	職 名	氏 名	備 考
広報政策課	課長補佐	齊藤 孝順	
政策企画課	課長補佐	淀川 欽市	
財政課	課長補佐	大町 泰介	
人事課	主 査	飯畑 美由紀	
管財課	主 事	橋本 真希	
契約検査課	主 事	山形 太郎	
市民活動課	主 査	磯崎 忍	
システム管理課	主 事	野口 智滉	
地域安全課	課長補佐	倉持 真治	
防災課	主 査	関根 隆行	
社会福祉課	課長補佐	松島 由明	
高齢福祉課	課長補佐	津脇 正晴	
こども家庭課	主査(保健師)	川口 美亜	
保育課	主 査	児玉 裕子	
健康づくり推進課	主任(保健師)	酒井 葉子	
医療年金課	課長補佐	富田 香織	
廃棄物対策課	主 任	佐藤 伸枝	
農業政策課	主 任	坂田 雄孝	
商工観光課	主 任	金子 正樹	
都市計画課	課長補佐	飯島 敦子	
建築住宅課	主 査	木村 由起子	
道路整備課(維持管理)	主 査	田仲 俊久	
道路整備課(整備)	主 査	春日 正樹	
教育企画課	主 査	浅井 優子	
学校教育課	課長補佐	戸塚 美幸	
指導課	指導主事	井口 典厚	

生涯学習課	主 事	小山 美佳	
文化芸術課	主 査	石川 恵子	
スポーツ推進課	主 任	田中 奈央	
中央図書館	主 査	宮田 夏海	
社会福祉協議会	事務局次長	中村 佳代	

牛久市第4次障がい者プラン
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

発行：令和3年3月
編集：牛久市 保健福祉部 社会福祉課
住所：〒300-1292
牛久市中央3丁目15番地1
電話 029 (873) 2111 (代)
FAX 029 (874) 0421